

番号	質問・意見	機関	回答
1	再稼働に伴い最大のリスクは事故発生時の避難を如何に速く安全な場所に誘導するかであります。説明では、国が最終的に責任を持つとあるが、現実の問題として、国の手が末端まで届くとは考えられない。従って各地域が積極的に取り組み、しかる後に財政面を含めて、国に支援を要請する必要がある。 〔参考〕 1 これまでの市の避難計画によると主として関西方面が指定されているが、机上の空論に過ぎないと思っている。その中で徳島や淡路地域は東南海トラフによる大地震の直撃を受ける可能性がある。 全面的に見直す。再検討の必要がある。 2 避難経路と手段についても同じことが言える。(高齢者には不可能である。) 〔高浜原発の再稼働について〕 3、4号機については、安全性を確保した上で止むを得ないと思うが、1、2号機については人間に例えれば後期高齢者であり、健康診断でパスしても安全とは言えない。絶対に再稼働すべきではないと思う。 大変わかりやすい説明で勉強になった。	市	ご意見としてお聞きし、市民の安全・安心の確保に向けた取り組みの参考といたします。
2	UPZ圏内で町内会長をしておりますが、避難する際に自宅にいないなど自治会では対応しきれないと思う。 屋内退避してほしいということは分かりますが、時間帯によっては手薄になることも予想されます。もっと小規模でも住民に避難の方法を自治会に根ざして、わかりやすく説明してください。自治会長として少し不安になりました。 住民説明会は本日はスムーズな進行を考えると、やり方はこれで良かったと思いますが、現実の問題を直接聞いて相談できるチャンスも作ってください。	市	市民の安全・安心を確保しなければならない市としましては、万一の際の住民避難につきまして、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでまいります。現在、より実効性のある避難計画となるよう「舞鶴市原子力災害住民避難計画」の改正作業を行っており、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えております。
3	舞鶴市は高浜、大飯、敦賀原発の稼働に賛成すべきだと思う。このままでは関西電力の言うまま火力発電の原油代がかかりすぎて赤字経営であるという口実で値上げが止まらないからです。 稼働させる理由は、ここ30年で震度6以上の地震が起こる確率は、太平洋側は100%~26%、日本海側は6%以下がほとんどだからである。 原発停止・廃棄したところで、すぐには危険は排除できずにテロ(北朝鮮・中国・イスラム国)に暴発される可能性の方が高いので、ミサイル等の警備に気をつけたほうがよい。したがって、原発を稼働させるさせないの賛否より避難方法を舞鶴市は細かく計画した方がいいのではないかと思います。	市	ご意見としてお聞きし、市民の安全・安心の確保に向けた取り組みの参考といたします。
4	私はUPZ内の住民ですが、高浜町(PAZ)の職場で勤務しております。同職場には、数名の舞鶴市民が通勤しており、高浜町内の他の事業所でも同様かと思われます。 ・高浜町内に勤務する他市の住民へのヨウ素剤の配布を希望します。その予定はあるのか。 ・高浜町内で勤務している舞鶴市民の人数等を把握しているのか。また、調査する予定はあるのか。	市	舞鶴市では、安定ヨウ素剤は、国の原子力災害対策指針に基づき、5km圏内のPAZおよびPAZに準じた避難を行う地域の住民の方に事前配布しており、概ね5~30km圏内のUPZの住民の方は、万一事故が発生した場合は、避難や一時移転の際、配布する計画としております。 高浜町で働いておられる舞鶴市民の対応につきましては、今後、高浜町や福井県、京都府と調整していきたいと考えています。 高浜町で勤務されている舞鶴市民の人数は国勢調査により把握しております。
5	どの時期を目的に高浜原発を運転させる予定なのか。 その計画は具体的に誰が作成し、市民に知らせるのか。	関西電力	当社としては、原子力プラントの使用前検査や福井地裁に係る仮処分命令に対する対応、地元の皆様から再稼働について同意を頂く対応を行っているところであり、再稼働の時期に関しては申し上げることはできませんが、当社としては、広く社会の皆さまへの丁寧な説明に最大限の努力を行い、真摯かつ的確、迅速に対応し、一日も早い再稼働を目指してまいります。 なお、新たなエネルギー基本計画において、原子力規制委員会により新規基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を進めるという、国の方針も既に示されています。 安全性が確認された原子力プラントについては、当社が責任を持って稼働してまいりたいと考えています。 運転再開の諸準備が整った後、直ちに当社にて再稼働の計画を策定し、プレス発表等により公表してまいります。
6	原子力規制委員会からの説明で、モニタリングの結果をホームページで公表するとの事だが、重大事故が発生する状況は大災害の場合が主になると思う。その状況では市民の情報インフラが無い可能性が高いため、実際には市民が知ることができないのではないか。また、市役所も市内の対応で、市民に情報提供できなくなるのではないのか。 内閣府の説明でも避難時に交通インフラに障害がある事態が想定されていないのではないのか。 屋内退避といわれるが、災害時、家屋の損壊で避難できない場合はどうするのか。(火災発生で屋外に避難する事態は?)	原子力規制庁	緊急時モニタリングの結果については、原子力規制委員会のホームページで公開するほか、原子力災害対策マニュアルの規定等に基づき、原子力災害対策本部、原子力災害対策現地対策本部、ERC、緊急時モニタリングセンター、重点区域内の道府県及び市町村に共有いたします。 モニタリングの結果を含む情報を事前にメールアドレスを登録した利用者に対し、携帯のメールに配信することとしています。その他、報道機関に対して、正確な情報を発信していきたいと考えています。
		内閣府	避難時に自然災害等により道路等が使用できないような場合に備えて、予め複数の避難経路を設定しています。なお、それでも避難することが困難であるような場合には国、関係府県、関係市町が連携し、道路の啓開のための応急復旧策や代替経路の確保策を検討・実施することとなります。また、不測の事態が起きた場合には警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織による救助を行うこととなります。 必要な避難経路の整備や避難計画の具体化等については、内閣府により設置した地域原子力防災協議会により、関係自治体・関係省庁と一体となり、具体的な検討を行うこととなります。  災害時、家屋の損壊で避難できない場合には、最寄りの公民館等の避難所にて屋内退避していただくこととなります。
		市	情報伝達につきましては、防災行政無線、まいづるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、市広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしています。
7	・緊急時対策所を1・2号機補助建屋とすることになっており、注記として1・2号機には核燃料未装荷を前提としてあったが、1・2号機は再稼働の予定はないということか。廃炉にしてしまうということか。 ・原子力発電所の安全性もさることながら核廃棄物の処分について議論が置き去りになっている。核燃料サイクルはすでに破たんしている。ゴミは貯まる一方で最終処分できない。 ・避難計画整備に完璧がないというのなら原子力発電を止めたら良いのではないのか。	内閣府	地域防災計画や避難計画は、原発が稼働しているか否かに関わらず策定すべきものであり、原子力災害への備えに「終わり」や「完璧」はありません。引き続き、国と関係自治体が一体となって、避難計画を含む地域防災体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

番号	質問・意見	機関	回答
7		関西電力	<p>当社は、平成27年4月30日に原子力規制委員会に対して、高浜1,2号機の運転期間延長認可申請を行いました。</p> <p>高浜1,2号機については、平成26年12月1日から原子炉容器や原子炉格納容器などの対象機器の特別点検を実施し、点検データの解析・評価を行った結果、60年までの運転期間を想定しても問題がないことを確認したものです。</p> <p>当社としては、原子力発電所を、安全確保を大前提として、有効に活用していきたいと考えており、今後の審査に対して、真摯かつ的確、迅速に対応していく所存です。</p> <p>なお、高浜発電所では、耐震性(耐震Sクラス)のある建屋(高浜1,2号機の原子炉補助建屋)に高浜3,4号機の緊急時対策所を設置しています。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則」にて整理されている耐震重要度分類に定めるクラスで、一般建築物の静的地震力の3倍及び基準地震動Ssによる動的地震力に耐える設備</p>
8	<p>『エネルギー政策における原子力発電について』 18ページ 石炭火力の発電効率が全体として6.7%向上 (質問)原子力の効率化は進んでいるのか、進んでいるのならその数字を示して下さい。 24ページ 廃止措置完了まで(30～40年後) (質問)廃止措置終了後の燃料デブリはどうなるのか教えてください。</p> <p>『新規基準及び高浜発電所3・4号機の設置変更に関する審査書の概要』 3ページ 放射性物質の拡散抑制 (質問)拡散防止ではなく、拡散抑制となっているのはなぜですか。又、拡散抑制で足りるとする考え方、根拠はどのようなものですか。 14ページ 電源車(可搬)5台、電源車(緊急時対策所用)4台 (質問)電源車それぞれの製造メーカーと製造年を教えてください。 19ページ 燃料取替用水タンク (質問)役割を教えてください。 23ページ 評価結果欄、炉心の75%のジルコニウムが反応した場合 (質問)75%とすることの根拠を示して下さい。 23ページ イグナイタ (質問)水素が爆発せずに燃焼する仕組みを教えてください。 25ページ 緊急時対策所 広さ145㎡ (質問)所内に設置する設備、備品などの品名とその数量を教えてください。 例えば、机脚、パソコン、プリンターなどとその数量 29ページ 放水砲 (質問)放水砲の能力を評価する項目、基準を教えてください。又、実証実験はされたのでしょうか。そして、その能力検査結果を教えてください。</p> <p>『高浜地域における原子力防災について』 13ページ 避難により健康リスクが高まる要支援者 (質問)健康リスクについて具体的に示して下さい。又、高まるかどうかは誰が、いつ、どのように判断するのですか。 33ページ 関係省庁要員が緊急時に参集 (質問)参集に用いる移動手段と所要時間を教えてください。 28ページ 可搬型モニタリングポスト (質問)その大きさ、重量、移送手段を教えてください。 ドローンを用いたモニタリングは検討されていますか。 37ページ 図に示されているヘリポート適地 (質問)図に示されているヘリポート適地の住所と施設名称を教えてください。 31ページ 自府県内のバス会社 (質問)バス会社のバス所有台数と乗車定員の合計を教えてください。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>原子力規制庁</p>	<p>・原子力発電は、他の電源に比べて、同じ発電量を得るために必要となる燃料が少なく、あえて効率化の取組を図らずとも、発電効率は十分に高くなっております。</p> <p>・取り出した燃料デブリの処理・処分方法については、放射性物質分析・研究施設の活用を視野に入れながら必要な技術の検討を進め、燃料デブリ取り出し開始後に決定することとしています。</p> <p>&lt;放射性物質の拡散抑制&gt; 新規基準では、「重大事故の発生を防止するための対策」を求め、それでも万一の重大事故の発生を想定し、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ための「重大事故の発生を想定した対策」を幾重にも要求しています。 これらの対策により、福島第一原発事故のような放射性物質の大量放出に至る事故の発生は極めて低いと考えられます。 しかし、これで満足するのではなく、それでもなお、放射性物質の放出に至る場合も想定して、更なる対策として放射性物質の拡散をできるだけ抑制する対策を要求しています。</p> <p>&lt;燃料取替用水タンク&gt; 燃料取出や燃料装荷時に原子炉キャビティに張るほう酸水を貯めておくものです。このタンクは、原子炉冷却材喪失事故時に炉心・格納容器内を冷却するための注水源としても使用します。 原子炉容器上部にあるプールのことで、燃料取出や燃料装荷時に水を張り水中で燃料の移送を行います。</p> <p>&lt;評価結果欄、炉心の75%のジルコニウムが反応した場合&gt; 御指摘のP.23「炉心の75%のジルコニウムが反応した場合(規制要求)」は、米国原子力規制委員会が取りまとめたデータを参考に設定したものです。</p> <p>&lt;イグナイタ&gt; イグナイタは、各所に設置することによって、発生した水素が爆発にいたる濃度になる前に、水素を強制的に燃焼させることにより、水素濃度を低減させることを目的としています。</p> <p>&lt;放水砲&gt; 新規基準においては、格納容器が破損して放射性物質の放出に至ってしまう場合も想定し、更なる対策として放射性物質の拡散をできるだけ抑制する対策を要求しています。 降雨時には微粒子状の放射性物質と水滴との付着作用等により、放射性物質が除去される湿性沈着があり、雨量と比べて多量の水量が確保できる放水砲により、拡散抑制効果があると判断しています。審査においては、放水砲が放出箇所をカバーできる十分な放水能力をもった設計であることを確認しています。</p>
		内閣府	<p>避難により健康リスクが高まる要支援者とは、医療機関であれば担当医などにより、社会福祉施設であれば介護士などにより、避難することによって容態が悪化する可能性がある方かどうかを判断することとしています。健康リスクについては、時々刻々変化するものでありますので、基本的には患者さんの病状に応じて都度判断されるものと認識しています。</p> <p>関係省庁要員の緊急時の参集については、発電所が全交流電源喪失などの施設敷地緊急事態となった際に、東京から高浜オフサイトセンターまでの交通事情を勘案し、最も速やかに到着できる手段により職員を派遣することとしています。この際、必要に応じて、防衛省を始めとする緊急輸送関係省庁による輸送の支援を受けるなどし、迅速な派遣を行うこととしています。具体的な所要時間につきましては、天候や輸送手段などにもよるため、一概に言えるものではありませんが、平成27年11月の伊方地域における総合防災訓練においても、自衛隊の輸送機を活用した関係省庁要員の緊急参集訓練を実施しており、今後も迅速な参集が図れるよう引き続き訓練等を実施していく予定です。</p> <p>資料『高浜地域における原子力防災について』のP.37「図に示されているヘリポート適地」については、舞鶴市内における主な地点は以下の場所となります。なお、詳細につきましては、「舞鶴市地域防災計画 一般災害対策編」のP154に、航空輸送にかかる開設場所として記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田井コミュニティセンターグラウンド</li> <li>・大浦小学校グラウンド</li> <li>・若浦中学校グラウンド</li> <li>・朝来小学校グラウンド</li> <li>・舞鶴工業高等専門学校グラウンド</li> <li>・青葉山ろく公園グラウンド</li> <li>・海上自衛隊舞鶴教育隊第3グラウンド</li> <li>・東舞鶴高等学校グラウンド</li> <li>・志染小学校グラウンド</li> <li>・舞鶴海上保安航空支援センター</li> </ul> <p>現時点において、京都府内バス会社の保有車両数は2,261台であり、バス一台当たりの乗車定員を45人と想定しています。</p> <p>なお、5～30km圏内のUPZ圏の防護措置については、緊急時モニタリング結果に基づき、500µSv/h又は、20µSv/hを超える区域が特定された場合に、特定された区域の住民が避難又は一時移転等を実施するものであるため、全住民が一斉に避難又は一時移転等するものではありません。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
8		関西電力	<p>電源車(可搬)5台、(緊急時対策所用)4台の電源製造メーカーはデンヨー(株)で、平成25年製です。</p> <p>緊急時対策所には、以下の設備、備品を配備しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集設備(3号及び4号炉共用) <ul style="list-style-type: none"> <li>安全ハルメータ表示システム・伝送システム・表示装置一式</li> </ul> </li> <li>・通信連絡設備(3号及び4号炉共用) <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話(固定) 個数5(予備5)</li> <li>衛星電話(携帯) 個数10(予備5)</li> <li>衛星電話(可搬) 個数 可搬局・アンテナ1台(予備1)</li> </ul> </li> <li>緊急時衛星通報システム 個数1(予備1)</li> <li>携行型通話装置 個数19(予備1)</li> <li>インターフォン 個数4(予備2)</li> <li>トランシーバー 個数48(予備5)</li> </ul> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統原防NWTV会議システム 個数1組(予備1)</li> <li>統原防NWIP電話 個数3</li> <li>統原防NWIPFAX 個数2(予備1)</li> <li>可搬局・アンテナ1組(予備1)</li> <li>電力保安通信用電話設備(固定) 個数6 <ul style="list-style-type: none"> <li>(携帯) 個数24</li> <li>(衛星) 個数2</li> </ul> </li> </ul> <p>加入電話 個数5 加入ファクシミリ 個数1 無線通話装置 個数 基地局1 社内TV会議システム 一式</p>
		府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素濃度計(3号及び4号炉共用) 個数2(予備2)</li> <li>・二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用) 個数2(予備2)</li> <li>・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ(3号及び4号炉共用) 個数2(予備1)</li> <li>・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ(3号及び4号炉共用) 個数1(予備1)</li> <li>・机・椅子 86席分(指揮所)、27席分(待機場所)</li> <li>・パソコン 18台</li> <li>・FAX(コピー兼用) 1台</li> <li>・食料・飲料水 2940食(140名 7日分) 1470リットル(140名 7日分)</li> <li>・放射線管理用資機材 一式</li> <li>・原子力災害対策活動で使用する資料一式</li> </ul> <p>可搬型モニタリングポストの大きさは、幅70cm×奥行60cm×高さ160cm、重量は約70kgです。簡単に分解でき、バンタイプの自動車でも運搬して現地で組み立てます。</p>
9	<p>再稼働に反対する立場の方の説明会も同等に開く必要があるのではないのでしょうか。市長は市民の代表・議長という立場を貫いておられましたが、ご自身の意見を知りたい。高浜原発再稼働に向けての一方的な説明を2時間にわたって聞かされた感じ・・・その上で、悪意(テロetc)が無くて人間、自然が関わっている以上事故は起こりうるのだとわかった。だからこそ、初期のアクシデント、ヒヤリハットを見逃さない訓練、それを情報として関電トップ、政府は全て報告を受け、市町村住民に公開されなければいけない。「完璧」や「終わり」がない以上、原発の再稼働には反対です。</p>	市	<p>京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」において、これまで「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けた上で、疑問点等についての質疑応答を行うとともに、高浜発電所の現地確認を実施してきました。今回の住民説明会は、このような経緯を踏まえ、行政だけでなく、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、疑問点等をお聞きする必要があると考え、京都府との共催で開催したものであります。</p> <p>市長はこれまでから、「高浜発電所に係る地域協議会」において、疑問点等について質問し、国の関係機関から回答を得る中で、原子力発電の必要性や安全性、避難のあり方について、一定理解できたものと認識しています。</p> <p>万が一、事故が発生しても福島原発事故のように、家に帰れないような事態にはならないと、国から説明を受けています。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前、原発に係る防災訓練でオフサイトセンターが東の振興局に設置されたと記憶しているが、そんなに事故現場に近い所に設置しても良いのか疑問に思います。状況によりフレキシブルな対応が必要と思います。</li> <li>・避難に当って高速道路を重視されているような説明でしたが、実際には渋滞して避難困難になると予想されます。防災避難に向けて一般道路の整備、拡幅を今からでも積み重ねていく必要があると思う。</li> <li>・高野地区には、避難に際しては27号線へ抜けるルートと真壁峠を抜けるルートがありますが、後者は道が狭く速やかな避難に支障が出ると思われます。城屋・志高線の早期改修を強く望みます。</li> </ul>	市	<p>高浜原発で事故が発生した場合には、高浜町にあるオフサイトセンターで対応することとされています。</p> <p>災害対策に関わらず、京都府において府道志高西舞鶴線の整備を進めていただいています。</p>
11	<p>屋内退避は野外と比し、どの程度の放射線量を遮断できますか。また、その効果はどれくらい持続するものですか。</p> <p>過疎が進むなか、新規就農者を呼び込もうにも好んで原発30km圏内で就農したい人はいないのでは、その対応策は、</p>	内閣府	<p>平成26年5月に原子力規制委員会にて報告された「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」において、野外と比較した木造建築物又は石造りの建物の場合における屋内退避の低減効果について参考として引用されています。具体的には、木造建築物又は石造り建物の遮蔽効果による外部被ばくについては、地上に沈着した放射性物質からの放射線の影響に対し、それぞれ60%又は80%低減し、また、建物の密閉効果による内部被ばくについては、空中の放射性物質を呼吸により摂取する影響に対し、それぞれ75%又は95%低減すると試算されています。なお、病院等のコンクリート構造物は、石造りの建物よりもさらに高い効果が期待できるとされています。</p> <p>いずれにしても、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、屋内退避中については、屋内退避の効果が高めるため、すべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断することなどの対策を行っていただき、一時移転等の指示により屋外に出る際には、身体に放射性物質が付着しないようにレインコートを着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻をおおうなどの対策をとっていただき、避難時集結場所等において配布される安定ヨウ素剤を服用するなどの対策をお願いします。</p> <p>また、原子力発電所から気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団であるブルームが長時間又は継続的に到来することが想定される場合には、屋内退避の期間が長期にわたる可能性があり、その場合には、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われることが想定されます。そのような場合には、原子力規制委員会の助言の下、原子力災害対策本部の指示により、屋内退避から避難への切り替えを行うこととなります。</p>
		市	<p>万が一、事故が発生しても福島原発事故のように、家に帰れないような事態にはならないと、国から説明を受けています。</p> <p>市では、万願寺甘とうなど付加価値の高い農作物の生産振興に力を入れており、新規就農者の方からは、就農時から安定した収穫が可能で、販売ルートが確立している作物があることは大変魅力があると聞きしております。また、地域においても新規就農者を受け入れる意識も高く協力的でありますので、今後とも、京都府・市・地域が連携して新規就農者への支援に取り組んでいきます。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
12	<p>今回の説明会で、舞鶴市は再稼働を認めるつもりですか。だとしたら市民の不安に答えきれぬままの見切り発車となりますが、どのようにお考えですか。</p> <p>事故での避難計画が実効性のあるものとはとても思えません。白糸中学校に4,000人、バス2,000台用意など現実的に不可能ではありませんか。</p> <p>再稼働すれば使用済核燃料がまた増えます。現行の施設内プールは数年で満杯になります。使用済燃料の処分方法、中間貯蔵施設の設置の予定はどうなっていますか。</p> <p>高浜原発では、MOX燃料を使用すると聞いていますが、その安全性は信頼できますか。プルサーマル計画そのものが破綻していると思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>関西電力</p> <p>市</p>	<p>・昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としています。</p> <p>・使用済燃料の再処理過程で発生する高レベル放射性廃液は、ガラスと溶かし合わせ(ガラス固化)、金属製容器等で覆った上で、地下深く安定した岩盤に適切に埋設(地層処分)することとしています。</p> <p>・最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要があり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進める必要があります。また、こうした取組は、再稼働や廃炉のためにも重要です。これを踏まえ、先日(10月6日)の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定したところです。本プランに基づき、国も積極的に関与して、中間貯蔵施設も含め、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めます。</p> <p>・プルサーマルを行う原発も含め、昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」という方針です。</p> <p>・電気事業者は、MOX燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物)を軽水炉で利用する「プルサーマル」の実施を計画しています。こうしたプルサーマルの運転実績はこれまで4基あります。その上で、平成22年9月時点の計画では、2015年度までに16~18基での実施を目指していました。昨年11月、原発の審査状況や六ヶ所再処理工場の操業開始時期等を踏まえ、「2015年度」という時期については検討する必要があるとしています。今後、電気事業者は、原子力発電所の再稼働時期や、六ヶ所再処理工場の操業開始時期の見通し等を踏まえて、六ヶ所再処理工場が実際に竣工し、同工場でプルトニウムの回収が開始されるまでに、新たなプルトニウム利用計画を策定・公表することとしています。</p> <p>満杯時期については、仮に、発電所からの搬出が全くなく(六ヶ所への搬出がない)、9基全てのプラントが稼働した場合、9基合計の管理容量(9,102体)、現在の貯蔵量(6,231体)および年間平均の使用済燃料発生量(約370体)から計算すれば、使用済燃料ピットが逼迫するのは今から7~8年程度後になりますが、実際には発電所の運転状況、青森県にある日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場の状況によるため、使用済燃料ピットの満杯時期は一概に決まるものではありません。</p> <p>当社は、使用済燃料については、国の政策に基づき青森県にある日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場に搬出し、再処理することとしており、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を実施してまいります。</p> <p>使用済燃料の中間貯蔵施設については、2020年頃に計画地点を確定し、2030年頃に操業開始すべく、全社一丸となって取り組んでおります。</p> <p>貯蔵容量から1炉心(3取替分相当)を除いた数量</p> <p>京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」において、これまで「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けた上で、疑問点等についての質疑応答を行うとともに、高浜発電所の現地確認を実施してきました。今回の住民説明会は、このような経緯を踏まえ、行政だけでなく、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、疑問点等をお聞きする必要があると考え、京都府との共催で開催したものであります。</p> <p>舞鶴市住民避難計画では5km圏内のPAZとPAZに準じた避難を行う地域につきましては、事故が発生した場合は放射性物質の放出前に避難を実施、5~30km圏内のUPZにつきましては、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果により、屋内退避の継続もしくは5kmごと設定したゾーンごとに順次、段階的に避難することとしており、全住民が一斉に避難するものではありません。</p> <p>バス等の搬送車両につきましては、現時点では、京都府内のバス事業者の保有車両数は2,261台と伺っており、避難者数に応じて、必要な台数を配車し、避難中継所までのピストン運行、また、避難中継所から避難先へのピストン運行を行う計画となっています。なお、京都府内のバス事業者だけで必要な台数が確保できない場合は、関西広域連合に要請することとしています。</p>
13	<p>「原電従業者等の主として精神面に対する健康管理について、事業者は法律に則って厳正に対応されていると考えますが、勤務中に万が一、個人の気質急変等に起因して施設内部において狂器を用いた突発事象等(恫喝、放火、有毒ガス放出、電源遮断、破壊等)が生じた場合の対処要領(処置手順/訓練等)について、どのような考慮がなされているのでしょうか。</p>	<p>関西電力</p>	<p>内部脅威者についても、脅威として考慮しています。原子炉等規制法に基づき、内部脅威者への対応として、区画の設定、入域者の限定、物品検査、2人作業ルール、緊急時の対応体制の確立等を実施しています。</p> <p>具体的には、内部脅威者を含めた侵入者による破壊工作を防止するため、発電所構内を3つの区分に仕分けして、各区域境界を柵等の障壁で区画し、その障壁の周辺に照明装置や侵入検知装置等を設置し、定期的に警備員が巡視しています。</p> <p>これにより、内部脅威者を早期に検知することが可能であり、内部脅威者を検知した場合は、原子力発電所内に常駐している警察隊に直ちに通報し、警察隊が速やかに鎮圧にむかいます。内部脅威者は区域境界のコンクリート壁やフェンスなどの物的障壁により容易には重要区画へ侵入できず、重要区域への侵入前に警察隊による鎮圧が可能です。</p> <p>重要な現場機器(安全防護機器)への寄り付きについては、一人では行えないようにしている。</p>
14	<p>事故の際の避難、大浦会館ではシェルター機能などなし。人数も少ない。車で移動したい。40年経過する原発を稼働さすなど耐用年数など考えても無理</p> <p>資源エネルギー庁、小澤典明様の話</p> <p>原子力の安全が第一か。化石燃料が安全か。金額の問題でない。原子力は必要ない。東日本大震災のことを考えたら、どれだけの税金の投入をしているのか。</p>	<p>市</p>	<p>大浦会館では、今年度、要配慮者対策として、放射線防護対策工事を実施しています。また、来年度以降、朝来小学校でも放射線防護対策工事を実施する予定です。</p> <p>原子力規制委員会が新規規制基準に基づき、しっかりと安全性を確認するうえで、新規規制基準に適合すると認められた場合には、40年を超える原子炉も含めて再稼働を進めていくことが、基本的な方針であると国から説明を受けています。</p>
15	<p>事故等の緊急事態発生時において、事態レベルにもよるがPAZ圏外でも緊急避難が必要な場合がある。自宅等への屋内退避か、又は、即時避難かの判断・指示・連絡は防災行政無線で行うのですか。</p> <p>これまでの防災訓練等においても防災無線のみでは地区全域をカバーすることはできなかった。(地区の両端区域は放送の聴知が不可であった)。自治会の有線放送にて各戸に放送したところもあった。</p> <p>防災行政無線を自治会内の有線放送に接続して、即時に情報伝達を行い、スムーズな退避及び避難ができるようにすべきと考えます。</p>	<p>市</p>	<p>5~30km圏内のUPZの住民の避難等につきましては、事故が発生した場合には、放射性物質の放出前は基本的に屋内退避、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果により屋内退避の継続もしくは5kmごと設定したゾーンごとに順次、段階的に避難することとしています。</p> <p>この場合の指示や連絡につきましては、防災行政無線、まいづるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、市広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしています。</p> <p>防災行政無線につきましては、ご意見としてお聞きし、市民の安全・安心の更なる確保に向けた取り組みの参考といたします。</p>



番号	質問・意見	機関	回答
		資源エネルギー庁	<p>・昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としています。</p> <p>・使用済燃料の再処理過程で発生する高レベル放射性廃液は、ガラスと溶かし合わせ(ガラス固化)、金属製容器等で覆った上で、地下深く安定した岩盤に適切に埋設(地層処分)することとしています。</p> <p>・最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要があり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進める必要があります。また、こうした取組は、再稼働や廃炉のためにも重要です。これを踏まえ、先日(10月6日)の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定したところです。本プランに基づき、国も積極的に関与して、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めます。</p>
	<p>2 新規規制基準及び高浜3・4号機の審査</p> <p>新規規制基準が世界最高水準といわれるが、何を基準にしてのことですか。また、どの国と対比してそういわれるのですか。</p> <p>高浜原発では欧州のようなコアキャッチャーと同等のものを装備していると説明されたが、いつ装備されたのですか。規制基準でコアキャッチャーの装備や格納容器の二重化を求めているのはなぜですか。</p> <p>過酷事故が起きた場合、「止める・冷やす・閉じ込める」としていながら、「放射性物質の拡散をできるだけ抑える」とされているのは、基準に適合しても事故が起これば放射性物質の拡散は止められないと認めているのですか。</p> <p>規制委員会は、自治体の作成した避難計画の実効性を審査しないとしていますが、国際的な原発稼働の際の事故防止・安全対策の深層防護に位置づけられているのに、なぜ国際的なレベルの対応をしないのですか。</p> <p>新規規制基準では、プルサーマル運転に関する新たな審査基準を設けていないのはなぜですか。</p>	関西電力	<p>当社は、使用済燃料については、国の政策に基づき青森県にある日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場に搬出し、再処理することとしており、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を実施してまいります。</p> <p>現在、当社は、福井県外で使用済燃料の中間貯蔵施設を立地すべく、供給区域内・外を問わず、あらゆる可能性を検討しております。</p> <p>なお、中間貯蔵施設の立地にあたって「当社の発電所の敷地であること」を候補地の条件とはしていません。また、地元の皆さまとの協力関係・信頼関係を大切にして、ご理解をいただくことが何より重要であり、地元のご同意なくして立地を進めることはありません。具体的な検討内容については、今後の取組みの支障となるおそれがあるため回答は差し控えていただきます。</p>
19	<p>3 原子力防災</p> <p>PAZ圏内では、事故が起これば高い放射線物質を浴びる危険が高い、UPZ圏内では、屋内退避でプルームをやり過ごすといわれましたが、市民の多くは木造住宅に居住しており、被曝するものではありませんか。どの程度の被曝であれば、人体に影響はないと考えているのですか。これでは、被曝を前提にした防護措置であり、納得できません。</p> <p>緊急時モニタリングは、放射性プルームの飛散を予測するスピーディーを廃止されたが、廃止ではなく、なぜシステムを強化して万全を期す考えはないのですか。モニタリングポスト、モニタリングカーなどとされているが、京都府に何台あるのか。台数によっては適切な測定ができないのではないのですか。</p> <p>避難情報の周知は、停電の場合はホームページは使えず、行政無線と広報車に限られますが、どのように周知するのですか。</p> <p>安定ヨウ素剤はUPZ圏内には事前配布しないとされていますが、市民は事故発生時には屋内退避とされていることから、被曝することになります。市民の安全を考えるなら当然事前に配布すべきですが、なぜ配布しないのですか。</p> <p>児童・生徒の避難は、これまで事故発生前に帰宅されるとしていましたが、説明では学校にて退避すると説明されました。国と京都府との違いがあることは混乱のもとであり、どう考えているのですか。コンクリート校舎の方が被曝線量を抑えることができると考えます。</p> <p>避難経路については、高速道路を主として設定されていますが、ゾーンごとに避難したとしても交通渋滞が当然考えられます。1台50m(車間取って)で、丹波自然公園まで50kmとしても、1000台となるが、どうスムーズに移動させるのか。地震により道路が崩壊した場合の経路は、道路ごとに設定されているのですか。</p> <p>地震や津波による災害は、高浜原発だけの事故につながるとは言えず、大飯原発と同時に事故が発生した場合の対応策の説明はされなかったが、検討すべきであり、検討されているのですか。</p> <p>4 その他</p> <p>山内副知事は「4回の協議会を受けて、国の説明を市民にしてもらい、意見を聞かせていただき、今後の取組みに生かす」と挨拶されましたが、今回の説明会は高浜原発の再稼働のための住民説明会ではないという理解でよろしいですか。</p> <p>市民の疑問や不安を解消するためには、今後も住民説明会を重ねて開催する必要がありますが、どう考えていますか。質疑・応答の時間も設けるべきですが、いかがですか。</p>	原子力規制庁	<p>原子力規制委員会が策定した新規規制基準については、これまでに明らかになった福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた上で、IAEAや諸外国の規制基準も確認しながら、さらに我が国の自然条件の厳しさ等も勘案しており、総合的に見て、世界で最も厳しい水準であると考えています。</p> <p>溶けた核燃料(溶融炉心)を受け止めるためのコアキャッチャーに相当するものとして、溶融炉心が原子炉圧力容器から落下するまでに間に、原子炉圧力容器下部に水位を確保するための設備及び手順を整備し、溶融炉心を受け止め、冷却できることを確認しています。</p> <p>設置許可基準規則及び技術基準規則では、「重大事故の発生を防止するための対策」を求め、それでも万一の重大事故の発生を想定し、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ための「重大事故の発生を想定した対策」を幾重にも要求しています。これらの対策により、福島第一原発事故のような放射性物質の大量放出に至る事故の発生は極めて低いと考えられます。</p> <p>しかし、これで満足するのではなく、それでもなお、放射性物質の放出に至る場合も想定して、更なる対策として放射性物質の拡散をできるだけ抑制する対策を要求しています。</p> <p>新規規制基準では、ウラン燃料を使うかMOX燃料を使うかにかかわらず同じ基準(性能要求)を適用することとしており、特別な基準・審査ガイド等は必ずしも必要ありません。</p> <p>審査では、ペレットの融点がプルトニウム含有率の増加に伴い低下するなどのMOX燃料の特徴を踏まえた上で、基準に定める性能要求を満足するかどうかを確認しています。</p> <p>いつ、どのような放射性物質が、どの程度放出されるのかをあらかじめ正確に予測することはできず、気象予測にも不確実性が含まれることから、拡散計算による予測結果が現実と異なる可能性が常にあります。</p> <p>予測的手法の結果に基づいて避難を行った場合、その予測と異なる方向に放出があれば、かえって放射線被ばくの影響が増大する危険性があります。</p> <p>このため、福島第一原子力発電所事故以前の考え方を改め、現行の原子力災害対策指針を策定しました。具体的には、プラントの状況を踏まえて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね5キロ圏内ではあらかじめの避難</li> <li>・概ね30キロ圏内ではあらかじめの屋内退避</li> </ul> <p>としています。</p> <p>この考え方は、国際原子力機関(IAEA)が定める最新の安全基準にも整合するものであり、国際的に広く受け入れられ確立された考え方となっています。</p> <p>また、予測手法やその精度如何にかかわらず、施設の状態に基づいて予測される放出源情報や気象予測をもとに拡散予測を行い、その結果を踏まえて防護措置の実施を判断する場合と比べて、施設の状態等に基づく判断の方が、より迅速かつ的確に防護措置を実施することができます。</p> <p>こうした考え方に基づけば、防護措置の実施に当たり、予測的手法を活用する必要はないと考えています。</p> <p>なお、防災基本計画において、「国(原子力規制委員会、内閣府)は、地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を活用する場合には、専門的・技術的観点から支援を行うものとする」とされており、原子力規制委員会と内閣府が緊密に連携しつつ、JAEAとの協力の下に専門的・技術的な観点から支援する仕組みを構築していくこととしています。</p> <p>モニタリングポストについては、高浜原子力発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むように半径30km圏内(京都府内)に16局が設置されています。また、防護措置の的確な実施等を目的として、京都府はさらに30局の観測点を追加する予定です。モニタリングカーについては、京都府は4台保有しています。</p> <p>万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、京都府においては、可搬型モニタリングポスト(5台)、モニタリングカー(4台)を配備しています。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
19		内閣府	<p>5km圏内のPAZ圏においては、原子力発電所事故時の放射性物質の影響がより大きい、原子力発電所に近い地域の住民を早期に避難等させるために放射線物質の放出前に避難等を実施するものとしています。また、5～30キロ圏内のUPZ圏では、放出された放射性物質が通過するときに屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するために屋内退避を実施するものとして、福島事故の教訓及びIAEAの国際基準を踏まえ、原子力規制委員会により原子力災害対策指針として示されています。</p> <p>また、平成26年5月に原子力規制委員会にて報告された「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」において、野外と比較した木造建築物の場合における屋内退避における低減効果について報告されています。具体的には、建物の遮蔽効果による外部被ばくについては、地上に沈着した放射性物質からの放射線の影響に対し60%低減し、また、建物の密閉効果による内部被ばくについては、空中の放射性物質を呼吸により摂取する影響に対し75%低減すると試算されています。</p> <p>いずれにしても、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、屋内退避中については、屋内退避の効果が高めるため、すべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断することなどの対策を行っていただき、一時移転等の指示により屋外に出る際には、身体に放射性物質が付着しないようにレインコートを着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻をおおうなどの対策をとっていただき、避難時集結場所等において配布される安定ヨウ素剤を服用するなどの対策をお願いします。</p> <p>避難や安定ヨウ素剤の服用等が必要な場合には、国の原子力災害対策本部が関係府県及び関係市町に、停電時でも使用可能な中央防災無線や衛星携帯電話等を使用した迅速な連絡体制を確保しています。</p> <p>また、関係市町から住民への連絡については、防災行政無線や広報車のほか、エリアメールやラジオ、インターネット(携帯電話などからの閲覧)などのメディアを通じても周知いたします。</p> <p>緊急時における5～30km圏内の安定ヨウ素剤の服用の要否は、原子力規制委員会が判断することとなり、そのための安定ヨウ素剤は福井県・京都府において、必要数が備蓄されています。</p> <p>緊急時の配布についての一般的な準備としては、原子力規制庁が示した「安定ヨウ素剤の配布・服用に関する解説書」を踏まえ、避難経路上や避難所などで緊急配布することになります。</p> <p>児童や生徒が学校にいる際に震度6弱の地震等が発生するなど警戒事態となった場合には、保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置し、情報収集や教育委員会等との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担などについて、予め定めた計画を基本として対応を行うこととなっています。</p> <p>警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡をし、全面緊急事態までに完了することとしています。なお、引き渡しができない児童等は、職員とともに屋内退避を実施し、一時移転等の指示がだされた場合には職員とともに移動し、避難先において保護者に引き渡すこととしています。</p> <p>当該方針については、京都府教育委員会が作成した避難マニュアルと同様となり、国と京都府にて特段の違いはないものと考えています。</p> <p>避難時における交通混雑を解消し、円滑に避難を実施するため、関係府県警察等による主要交差点等における交通整理・誘導、信号機操作などの交通対策を行います。</p> <p>また、避難時に自然災害等により道路等が使用できないような場合に備えて、予め複数の避難経路を設定しています。なお、それでも避難することが困難であるような場合には、国、関係府県、関係市町が連携し、道路の啓開のための応急復旧策や代替経路の確保策を検討・実施することとなります。また、不測の事態が起きた場合には警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織による救助を行うこととなります。</p> <p>現在、福井エリアにおいては、高浜地域における緊急時の対応について検討を進めていますが、今後、大飯、美浜、敦賀の各地域についても、高浜地域と同様に、順次確認することとしています。大飯地域における緊急時の対応を検討するにあたっては、高浜地域における検討内容も踏まえ、高浜原発と大飯原発が同時に緊急事態となった場合の避難手段や避難経路、避難先の調整等の対応についても併せて確認していく予定です。</p> <p>国際的な深層防護の考え方では、設備の事故防止・安全対策により災害の発生を防止する第1層から第4層までの設備側の防護と、第4層の対策を講じていても災害が発生した場合、被害を低減するための防災計画、第5層を用意することを求めています。第5層の防災計画については、国の審査が国際的な基準となっているわけではなく、我が国では、行政の策定する防災計画等により担保しています。</p> <p>具体的には、原発所在地域ごとに、原子力規制庁を含む関係省庁や関係自治体が参加する「地域原子力防災協議会」を設置し、国と自治体が一体となって、地域防災計画・避難計画の充実・強化を進め、その上で、「地域原子力防災協議会」で、地域防災計画・避難計画が、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針などに沿った、「具体的で合理的」なものであることを、詳細に確認し、総理大臣が議長を務める原子力防災会議で、国として了承する。さらに、住民や関係機関が参加した訓練から得られた反省点について、協議会で検討した上で、地域防災計画等を改善、強化することとしています。</p> <p>国としては、原子力事故から住民の皆様の生命、身体、財産を守るためには、避難計画等の緊急時対応を、国が、地元事情を熟知する自治体と一体となって仕上げるという現在の取組が、最も着実かつ効果的であるとされており、引き続き、計画の実効性を高めるための取組を関係自治体と一体となって進めてまいります。</p>
		市	<p>中間貯蔵施設につきましては、関西電力が、平成27年12月11日に舞鶴市内には、建設しないと表明されました。</p> <p>事故の発生や避難指示等の連絡につきましては、防災行政無線、まいつるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、市広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしています。</p> <p>停電等で一部の情報伝達が実施できない場合は、可能な限りあらゆる手段を活用し伝達できるように努めていきます。</p> <p>安定ヨウ素剤につきましては、5～30km圏内のUPZにおいては、国の原子力災害対策指針に基づき、緊急時には国の責任において配布するとお聞きしており、現時点では事前配布することは考えておりません。</p> <p>原子力災害時における避難等の考え方は、まず、原子力発電所から概ね5km圏内のPAZにつきましては、原子力施設の状況に応じて定められた基準に基づき、放射性物質の放出前から避難等を行うこととされています。</p> <p>概ね5kmから30km圏内のUPZにつきましては、放射性物質の放出前の段階では、予防的に屋内退避を行うこととしており、放射性物質の放出後においても、放射性物質が通過している間は、無用な被ばくを避けるため屋内退避を継続し、放射性物質の通過後、緊急時モニタリングにより基準を超えたゾーンから順に段階的に避難を開始することとしており、市民全員が一斉に避難する計画とはなっていません。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
19		市	<p>京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」において、これまで「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けた上で、疑問点等についての質疑応答を行うとともに、高浜発電所の現地確認を実施してきました。今回の住民説明会は、このような経緯を踏まえ、行政だけでなく、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、疑問点等をお聞きする必要があると考え、京都府との共催で開催したものであります。</p> <p>今後の説明会につきましては、まずは市民の皆様からいただいた疑問点等に、丁寧にお答えさせていただくことが大切と考えたとされており、今回の回答を公表し、その結果を踏まえ、理解が深まっているのかどうかを判断します。</p>
20	<p>実際のお出席者の数は分からないが、かなりの人が詰め掛けたと思うのだが。内容は、高い見識のある方ばかりの講演で「さすが」と思わせたが、すでに既定路線にあるもの、「ああそうなのか」と新しい発見など、様々な印象を持った。</p> <p>市長に迎合する訳ではないが、ずば抜けた言動で胸がスカッとした。冒頭の挨拶もムダがなく話すべき箇所は十二分に説明され、各項目に対する質問も外さず実にシャープだった。</p> <p>自給率六%の低さ、原子力が占める分野など、至極常識の範囲と思うのだが、それより屋内退避の項で「放射能なんてやり過ぎる事って可能なのか?」「木造建築で具体的にどの様に放射能を避ければよいか」など、難解なエネルギー政策より余程出席者の関心のあるところで、市長の感覚はそれに応えるものだった。</p> <p>「質疑は書類で提出を」と、しつこく要請されたのはマスコミ批判のある中でやむを得ないこと。</p> <p>「原発再稼働賛成・反対の枠を乗り越えた住民説明会」と私は理解しているのだが、冷やかな人はそんな解釈をしないのだろうか。まずは大事業の推進ご苦労さまでした。</p>	市	<p>今後も引き続き、市民の安全・安心確保に向けて取り組んでまいります。</p>
21	<p>1再生可能エネルギーを最大限に活用(推進)する...等と説明されているが、抽象的表現でなく、具体的に、いつごろ、何を推進し、どの程度予算措置をするのか、その取組を回答されたい。</p> <p>現状は、例えば太陽光発電等の買い取り価格について、当初高い金額を設定していたものを、自民党政権となり、実質原発推進に転換するや、買い取り価格を下げる等作爲的政策がみられ、新規参入事業者を困惑させ、自然エネルギー推進の目を摘み、実質的に原発一極推進をしている状況がありありと見てとれる。</p> <p>2過酷事故で放射線漏れが必至となった場合、「スピーディ」?「Max」?等の放射線拡散予想装置により、速やかに放射線拡散方向を分析して、住民に情報提供する体制をとれているのか。福島では、政府は放射線拡散方向をタイムリーに把握していながら、住民不安でパニックに陥る等の理由で、一切発表しなかったことから、発電所から遠い場所に逃げたところ、結果的に最も放射線の飛散が多い地区で被爆してしまうという惨事があった。同じ轍を踏んではならない。国の予算で購入した備品は、担当省の物ではなく、国民の物であり、国民の命の為にこそ活用しなければならない。省の都合で隠ぺいすることはあってはならない。</p> <p>3モニタリングポストの設置場所等について、市長から質問がなされたが、上記「スピーディ」等と比し、どの程度カバー範囲、速報性、確実性があるのか。「スピーディ」等と比し、あきらかに能力が劣っているのであれば、当然「スピーディ」を使うよう整備する必要があると思われるがどうか。</p> <p>4モニタリングポストはネット上で閲覧できるとの説明であるが、どこにアクセスするのか。スマートフォンでも閲覧可能か。大規模地震で停電等に陥った場合どのような手段、方法で、誰が、住民に周知するのか。</p> <p>5UPZ地域では、被ばく量500マイクロシーベルトを基準に、避難指示等を行うとの説明であるが、500マイクロシーベルトを基準とする根拠を具体的に説明して欲しい。</p> <p>6規制庁の審査で「冷やす」「止める」等の手順が説明され審査基準に合格したと説明されたが、福島事故の際には、バルブ等が操作できなかつたり、地震による損壊、放射能漏れの為、その場所まで行けず最悪の事態に陥ったが、本審査の内容で、本当に災害時等に説明通りの制御ができるのか、人為的ミスも考慮すると福島事故同様の事態に陥るのではないかと不安を感じる。</p> <p>7関西電力は、訓練を1500回もやり、今後も継続すると説明しているが、実際にどの程度の訓練をやったのか。真に実践に即した訓練をしているのか。1500回という数字が、逆に単なる図上訓練的なものに終始し、実際の災害等発生によるパニック時には、対応できないのではないかと不安を感じる。訓練の日時とその時の映像を公開されたい。</p> <p>関西電力の業務実態は、下請け、孫請け、曾孫請け...等という極端に無駄な経費を使うとともに、関西電力社員は、第一線で稼働しておらず、現場も知らず、下請け任せという側面が強いと思われ、いざ、災害等があると、全く対応できないのではないかと疑われる。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>原子力規制庁</p> <p>関西電力</p>	<p>・再生可能エネルギーの導入については、エネルギーミックスの水準を達成すべく、固定価格買取制度の適切な運用と見直しの検討を行いつつ、1低コスト化・高効率化のための技術開発、2送配電網の整備実証、3大型蓄電池の開発・実証など、再生可能エネルギー関連予算として、平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算において、合計約2300億円の予算を措置しているところです。引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、積極的に取り組んでまいります。</p> <p>いつ、どのような放射性物質が、どの程度放出されるのかをあらかじめ正確に予測することはできず、気象予測にも不確実性が含まれることから、SPEEDI等の拡散計算による予測結果が現実と異なる可能性が常にあります。</p> <p>予測的手法の結果に基づいて避難を行った場合、その予測と異なる方向に放出があれば、かえって放射線被ばくの影響が増大する危険性があります。</p> <p>このため、福島第一原子力発電所事故以前の考え方を改め、現行の原子力災害対策指針を策定しました。具体的には、プラントの状況を踏まえて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね5キロ圏内ではあらかじめの避難</li> <li>・概ね30キロ圏内ではあらかじめの屋内退避</li> </ul> <p>としています。</p> <p>この考え方は、国際原子力機関(IAEA)が定める最新の安全基準にも整合するものであり、国際的に広く受け入れられ確立された考え方となっています。</p> <p>また、予測手法やその精度如何にかかわらず、施設の状態に基づいて予測される放出源情報や気象予測をもとに拡散予測を行い、その結果を踏まえて防護措置の実施を判断する場合と比べて、施設の状態等に基づく判断の方が、より迅速かつ的確に防護措置を実施することができると考えています。</p> <p>こうした考え方に基づけば、防護措置の実施に当たり、予測的手法を活用する必要はないと考えています。</p> <p>なお、防災基本計画において、「国(原子力規制委員会、内閣府)は、地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を活用する場合には、専門的・技術的観点から支援を行うものとする」とされており、原子力規制委員会と内閣府が緊密に連携しつつ、JAEAとの協力の下に専門的・技術的な観点から支援する仕組みを構築していくこととしています。</p> <p>いつ、どのような放射性物質が、どの程度放出されるのかをあらかじめ正確に予測することはできず、気象予測にも不確実性が含まれることから、SPEEDI等の拡散計算による予測結果が現実と異なる可能性が常にあります。</p> <p>他方、モニタリングポストは実際の放射線量を測定するものであり、一概にこれらと比較することは困難ですが、モニタリングポストは主にUPZの範囲に配置されており、平時から連続的に測定を行うとともに、測定されたデータは国に一元的に集約され、緊急時には原子力規制委員会のホームページを通じて迅速に公表することとしています。</p> <p>緊急時モニタリングの結果については、原子力規制委員会のホームページで公開するほか、原子力災害対策マニュアルの規定等に基づき、原子力災害対策本部、原子力災害対策現地対策本部、ERC、緊急時モニタリングセンター、重点区域内の道府県及び市町村に共有いたします。</p> <p>モニタリングの結果を含む情報を事前にメールアドレスを登録した利用者に対し、携帯のメールに配信することとしています。その他、報道機関に対して、正確な情報を発信していきたいと考えています。</p> <p>新規規制基準では、重大事故においても、原子炉を「止める」対策、「冷やす」対策、放射性物質を「閉じ込める」対策を求めており、その対策の有効性を確認しています。しかし、新規規制基準では、これで満足するのではなく、想定を超える自然災害や、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる被害も考えて、放射性物質の放出低減のための体制整備を求めています。また、体制の整備状況や訓練の実施状況について保安検査などで確認することとしています。</p> <p>・お尋ねの500マイクロシーベルトについては、運用上の介入レベル(OIL)のOIL1のことと思われるが、これは大規模な放射性物質の放出後、数時間内を目途に区域を特定し、地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準です。</p> <p>・この基準は、PAZ範囲外の不必要な避難を回避し、大規模な放射性物質の放出後に放射線量の高い地区などが生じた場合の追加的な防護措置を的確に実施できるよう、設定されたものです。</p> <p>・基準値については、福島事故の際に実施された防護措置の状況や教訓、実際に観測された空間放射線量率等の水準などをふまえており、IAEA GSG-2に掲載されておりOIL1の初期値1,000µSv/hよりも厳しく設定しております。</p> <p>当社は、事故対応能力向上のため、体制・手順の整備を進めるとともに、高浜発電所では平成26年度で、延べ約1,600人が教育・演習を受講するなど、指揮者をはじめとする各要員の役割に応じた教育・演習を充実・強化しています。また、現場における各種訓練を高浜発電所で平成26年度に約1,500回実施するなど、繰り返し行う他、休日や夜間にも対応可能な要員を確保する等、事故対応能力の向上に努めています。</p> <p>訓練は、夜間や悪天候等の厳しい状況下や、要員が少ない休日を想定して実施したり、土砂崩れによる道路の復旧対応等様々な状況を想定するとともに、事故シナリオを訓練参加者に事前に開示しないブラインド訓練とするなど実践に即した訓練となるよう工夫しています。</p> <p>平成27年10月23日に実施した訓練映像について、公開するための準備を進めています。</p>



番号	質問・意見	機関	回答
21		市	<p>京都府が市内に設置していますモニタリングポストの情報(京都府環境放射線監視テレメータシステム:ARIS)については、市、京都府のホームページから閲覧できます。また、関西電力が設置されていますモニタリングポストの情報についても、市、京都府および関西電力のホームページから閲覧できます。</p> <p>また、今年度モニタリングポストを9箇所増設いただくことになっており、更なる増設を要望しているところですが、</p> <p>なお、緊急時には、防災行政無線、まいづるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、市広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしております。</p>
22	<p>・11月2日に開催された「高浜発電所に係る舞鶴市民住民説明会」(以下:「住民説明会」と記載する。)について実出席者数の総数とその内訳をそれぞれの役職、あるいは性別、招待者の年齢、また舞鶴市が招待した人数に対しての出席率と性別、年齢(世代)別の内訳、を教えてください。(例:来賓(例えば市議会議員であれば総数何名中出席者何名、うち男性何名、女性何名、年齢(世代)別の内訳、自治会代表者、民生委員、民生児童委員、そのほか舞鶴市が招待した機関、役職があれば、それぞれに対しての期間、役職がわかるように項目を表示し、それぞれの役職ごとの招待者数、出席者数、性別、年齢(世代)別の内訳、および全体の総数をわかりやすいように表形式でご回答ください。)</p> <p>・前項の出席者数の総数の内訳(性別、年齢(世代)別)が、舞鶴市の最新の人口統計、総数、各内訳に対して、内訳項目ごとに、市役所の人口に対しての割合を百分率で「住民説明会」の出席者数/市の人口の各項目といったようにわかりやすいようにそれぞれ何%であったかを表形式でご回答ください。</p> <p>・舞鶴市では「住民説明会」の様子を会終了後、市役所のウェブページやインターネット上の動画サイト、市役所本庁、各支所などでのDVD、および紙媒体の閲覧が可能な処置を施されましたが、公開されてから11月10日までの質問・意見の募集期間内にそれぞれの資料、動画ファイルの閲覧数、市役所本庁、各支所などでの閲覧、貸出し、配布数がそれぞれいくつであったかを表形式にしてご回答ください。</p> <p>・動画サイトの「住民説明会」の様子および市役所のウェブページ上の資料を比較するに、各資料の中には、「住民説明会」で説明されなかった内容がいくつか散見されます。舞鶴市としては、「住民説明会」で説明した出席者が資料中で言及しなかった内容について、「住民説明会」以外で事前または事後に説明を受けたのか、あるいは受けていないのか、また説明を受けていない場合については、説明を受けていない内容についても高浜発電所の再稼働の検討資料として採用するのか、それとも改めて別の機会を設けて、各機関からの説明の機会を設けるのか、またその場合の対象者を今回の「住民説明会」と同様に指定した出席者のみとするのか、それとも公募するのかを回答してください。</p> <p>・関西電力に対しての市長の質問、「すべての規制基準をクリアすれば、万が一どこでも家に帰れないような、そんな事故は起こらないというようなそういう説明を受けたのですが、関西電力としてもそういうことを言い切れますか?」に対して、関西電力は「仮に本当にたくさんある安全機器が同時に動かなくなる、電源を喪失する、そして原子炉内の燃料が損傷するというような仮定をした場合でも、福島第一原子力発電所のような事態は発生しない。詳細についてはまた別途ご報告したいと思っております。」と回答されています。関西電力からの回答については、市主催の報告会を実施するか、あるいは書面による回答などがあった場合には、市民への公開をお願いします。</p> <p>・市長は関西電力に対しての3つ目の質問として「電気事業者の責務として、高浜発電所の安全性について、特にPAZ、およびPAZに準じた地域の住民説明、さらにはこれからUPZの地域の住民のみならずがぜひ説明してくれと言われたらどうされるのか、これまでの説明の経緯を教えてください。」に対して「きちんと地元の方、周辺の方に対してご説明するのは義務だと考えております。」と回答されています。また、「これからは説明会等が開催されると聞いておりますので、その場ではきちんとご説明したいと考えております。」とも回答されています。これは関西電力の公式回答ですので、舞鶴市に置かれましてはこの「住民説明会」一回をもって説明会を終了とはせず、今回の「住民説明会」の参加対象者以外の一般市民に対しても、継続して説明会、あるいは、電気事業者である関西電力からの周知、報告の機会を持つようにしていただくようお願いいたします。</p> <p>・高浜発電所から約30km圏内にある大飯発電所についての説明は一切ありませんでした。高浜発電所の再稼働の有無にかかわらず、現在停止中の大飯発電所においても、多くの電気事業者やその関係会社の従業員が保守、点検や再稼働に向けての作業を行っていると思いますが、万が一高浜発電所(大飯発電所)で、放射性物質の拡散や、炉内燃料の破損などの事故が発生した場合、30km圏内の発電所の保守や機能維持にも重大な影響が発生すると思われますが、舞鶴市、京都府、原子力規制委員会、関西電力のそれぞれの担当者はこのような複合的な災害に対して、どのような考えをもっているのかを教えてください。</p> <p>・原子力規制委員会からの説明において、新規規制基準では耐震・耐津波性能については強化、電源の信頼性、内部溢水に対する考慮の基準は強化または新設、意図的な航空機衝突への対応は基準が新設されたとの説明がありましたが、高浜発電所において従来の規制基準から、新規規制基準に変わったことによって具体的にはどのような対応をされたのか、たとえば、航空機衝突への対応を実施しているわけですから、建物の壁や構造を壁の厚みを厚くしたり、従来の壁から強度のある壁に強化、増築したのか、あるいは、従来の構造物のままでも、航空機の衝突に耐えられることを確認したのか、そのほかの方法で確認したのかを教えてください。</p> <p>・原子力規制委員会の説明では、「高浜発電所3・4号機の審査の経緯」を説明している際に、2015年8月4日には3号機の工事計画を認可、同10月9日には4号機の工事計画及び原子炉施設保安規定変更を認可と説明しています。再稼働するわけですから、当然、高浜発電所の3号機、4号機は新規規制基準を順守した状態であると考えられます。3号機・4号機の工事が完了した日付については説明がありませんでしたが、すべての工事が完了したのは3号機・4号機がそれぞれ何月何日であったのかを教えてください。</p>	<p>原子力規制庁</p> <p>関西電力</p> <p>市</p>	<p>新規規制基準では、複数原子炉で同時に重大事故が発生した場合でも、それぞれの炉で独立して事故対応にあたれるよう、十分な数の要員や必要な資機材を原子炉ごとに整備することを要求しています。審査では、複数原子炉で同時に重大事故が発生した場合でも、事故に対処できる体制や能力を備えていることを確認しています。</p> <p>新規規制基準では、重大事故においても、原子炉を「止める」対策、「冷やす」対策、放射性物質を「閉じ込める」対策を求めており、その対策の有効性を確認しています。しかし、新規規制基準では、これで満足するのではなく、想定を超える自然災害や、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる被害をも考えて、放射性物質の放出低減のための体制整備を求めています。</p> <p>例えば、高浜原子力発電所においては、事故対応を行う要員を発電所内及び所外の複数の集合場所に分散して配置すること、故意による大型航空機の衝突や航空機燃料による大規模な火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順を整備すること、中央制御室での監視及び操作が行えない場合の手順を整備することなどとしています。また、電源車や放水砲などは、同じ機能を持った設備が同時に使えなくなることがないように、設備同士の間隔を十分に離して、複数箇所に分散して保管するといった対策を講じることとしています。</p> <p>これらのテロ対策を含めた大規模損壊対策の詳細な内容については、セキュリティ上の観点から、審査を非公開で実施するとともに、その資料の公開も控えています。</p> <p>なお、テロや戦争等により原子力発電所が狙われる事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき、必要な対策が講じられることとなります。</p> <p>原子力発電所では、万一大量の放射性物質が放出された場合でも、退避することにより作業員の過剰な被ばくを防止できる緊急時対策所を整備しています。高浜発電所の事故により、大飯発電所でこのような退避が必要となる事態は考え難いですが、一時的に緊急時対策所に退避し、放射性物質が通り過ぎた後に、様々な作業を行うことは可能です。</p> <p>また各発電所においては、放射性物質が放出されるような事故時でも空気浄化が出来るため空調装置を設置した中央制御室を有しており、高浜発電所で発災したとしても大飯発電所において適切な運転操作を行える環境にあります。</p> <p>また、発電所では、作業員の被ばくを低減させるための防護マスク等の放射線防護具も配備することにより、万一の事態に備えています。(NRAも回答)</p> <p>高浜3、4号機の新規制基準への適合にかかる対策工事については、これまでの審査結果等を踏まえた追加工事や、さらなる安全性向上の観点での自主的な追加工事を行ってまいりましたが、それらの工事は平成27年10月31日に完了しています。</p> <p>今後も引き続き、高浜3、4号機の使用前検査に真摯に対応し、安全性・信頼性の向上に努め、社会の皆さまのご理解を賜りながら、1日も早い再稼働に全力で取り組んでまいります。</p> <p>全周防潮堤(放水口側)地盤改良工事</p> <p>今回の説明会につきましては、市内全域を対象として、幅広く、そして多くの市民の皆様にご参加いただきたいと考え、市内全ての自治会長の皆様にお声をかけさせていただいたほか、市民を代表する様々な分野の方々913名にお声をかけさせていただきました。案内者の内訳としましては、府議会議員(2名)、市議会議員(28名)、自治会長・連合会長(376名)、地域・地区(公民館長等:8名)、民生児童委員(281名)、消防防災関係(消防団長、婦人消防隊連絡会・防災協会等:24名)、学校教育関係(幼稚園、保育所、小中学校、高校等:66名)、福祉・医療関係(社会福祉施設、病院、地域子育て支援協議会等:66名)、商工業・労働関係(商店街等、労働関係:19名)、農林水産業関係(9名)、交通事業者(13名)、交通安全・防犯関係(5名)、防災会議委員(9名)、その他団体等(7名)です。</p> <p>当日の出席者につきましては、案内しました方のうち、514名、約56%の方に出席いただきました。また、その他、行政関係者88名も出席しており、出席者の総数は、602名でした。なお、年齢や性別については、把握していません。</p> <p>平成27年11月1日現在の舞鶴市の推計人口は、84,344人であり、市全体の人口に対する出席率は、約0.6%でした。</p> <p>11月10日までの市ホームページからの映像視聴回数につきましては、272回(原子力規制庁説明部分)~337回(開会部分)、DVD貸出枚数につきましては、合計13枚(市役所、西支所、中央公民館、南公民館、西図書館)、資料配布数につきましては、合計77部(市役所、西支所、東公民館、南公民館、中央公民館、西公民館、城南会館、東図書館、西図書館)となっています。</p> <p>京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町で構成する「高浜発電所に係る地域協議会」において、これまで、今回の住民説明会で説明された「国のエネルギー政策における原子力発電の必要性」や「新規規制基準に適合する高浜発電所の安全性」、「万一の場合の原子力防災の取り組み」についての説明を受けた上で、疑問点等について、一定、理解できるまで質疑応答を行ってまいりました。</p> <p>今回の住民説明会は、このような経緯を踏まえ、行政だけでなく、市民の皆様にも国の説明をしっかりと聞いていただき、理解を深めていただくとともに、疑問点等をお聞きする必要があると考え、京都府との共催で開催したものであります。</p> <p>今後の説明会につきましては、まずは市民の皆様からいただいた疑問点等に、丁寧にお答えさせていただくことが大切と考えたところであり、今回の回答を公表し、その結果を踏まえ、理解が深まっているのかどうかを判断します。</p> <p>また、関西電力においては、電気事業者の責務として、住民の皆様にも説明いただくものと考えます。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
23	<p>重大事故時に各産業(農業、林業、工業、商業など)が被る人的(従業員が重大事故により自主退職した場合、従業員が避難した場合の給与等について)、金銭的(風評被害、直接的な被害、通常業務に戻すための経費等)、時間的(避難後通常業務に戻す際の時間的ロス等)な被害の救済策について具体的に教えてください。</p> <p>また被害報告の書類作成に必要な項目、条件、日常から記帳しておくべき項目なども具体的にお願いします。</p> <p>福島の事故時の補償請求の際の締め切りは事故後何日間だったのか？</p> <p>補償請求した額の何パーセントほどが支給されたのか？</p> <p>また減額された例もあったと聞きましたが理由等も教えてください。</p> <p>何処が保障するのか？</p> <p>関西電力なのか？国なのか？もお願いします。</p> <p>「国が責任をもって対処する」では具体性に欠けます。福島の対応は責任をもった対応なのではないでしょうか？東海村での事故時には近隣産業は殆ど泣き寝入りをした状況でした。しっかりと対策と準備を整えなければ危ないと感じています。</p> <p>安定ヨウ素剤の配布については市民に対してどのくらいの規模の事故になったら、誰が？何名体制で？何分以内に？どのような形で配られるのでしょうか？</p> <p>消防団員にも放射線防護対策の拡充は図られますか？またどのような装備を予定していますか？</p> <p>原子力災害は自然災害でしょうか一電力会社の過失ではないですか？</p> <p>屋内退避時の食料、水などは市民個人で賄うべきものなのでしょうか？</p> <p>本来ならこのような意見、住民説明会、避難準備に掛る経費も税金で行うべきものなのでしょうか？電力会社が経費を負担するべきではありませんか？</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>内閣府</p> <p>関西電力</p> <p>市</p>	<p>・原子力事故等による原子力損害が生じた場合、法令に基づき原子力事業者はその損害を賠償する責任を負います。</p> <p>・また、原子力事業者は原子力事業の開始に先立って、予め、損害賠償措置を講じておくこととなっており、被害者の方々は原子力事業者へ賠償請求の申立てを行い賠償額を受取ります。</p> <p>・国も、原子力損害賠償紛争審査会などを通じ、原子力事業者と被害者との賠償申立に関して紛争が生じた場合の和解仲介及び自主的な解決に資する指針の策定を行います。</p> <p>・福島第一原発の事故による原子力損害に関しては、同審査会が策定した中間指針等に基づき、事故との相当因果関係が認められるものについて、東京電力が賠償を行っており、国としては、被害者の方々に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力を指導しています。</p> <p>・相当因果関係の認められないものについては、支払われていない例がありますが、その具体的な金額については承知していません。</p> <p>・また、個々の請求事例については、様々なご事情があり、それらの具体的な内容については回答出来かねますが、本件事故との相当因果関係の認められるものについて、東京電力が賠償を行っております。</p> <p>・原子力災害の要因は様々な可能性があり、一概には言えません。いずれにせよ、原子力の利用においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然であり、我が国の原子力発電所では深刻な過酷事故は起こり得ないという「安全神話」から決別し、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが重要です。</p> <p>・再稼働にあたって、国、地方自治体、事業者は、それぞれの観点から、それぞれの立場で説明を行うものと認識しております。</p> <p>・避難計画については、災害対策基本法に基づき、自治体が策定するものであり、国としても、その充実を支援しているところです。</p> <p>安定ヨウ素剤については、PAZ圏においては、予め3歳以上の住民を対象として事前配布を実施しています。</p> <p>UPZ圏においては、全面緊急事態の段階で屋内退避を実施し、その後、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングの結果から、OIL基準に基づき空間放射線量率が高い区域を特定し、当該区域に該当する住民の方は避難又は一時移転等を実施します。その一時移転等の際に、避難時集結場所等において安定ヨウ素剤を配布します。なお、京都府及び関係市町において、安定ヨウ素剤の円滑な配布ができるよう、配布体制を構築していると聞いています。</p> <p>いずれにしろ、安定ヨウ素剤の迅速な配布体制を含めた避難計画については、実効性をより高めるために、国や関係府県等により防災訓練を実施するなど、計画の不断の改善を進めてまいります。</p> <p>このたびは京都府様から事業者や国に住民説明会への出席のご要請を頂いたこともあり、舞鶴市様の住民説明会へ参加させていただきました。</p> <p>当社独自の取組みとしましては、本年8月以降、舞鶴市のPAZ圏内の2地区(松尾、杉山)と、PAZに準ずる圏内の4地区(成生、田井、野原、大山)の住民の皆さまを対象に高浜発電所の安全対策等をご説明させていただきました。今後も舞鶴市様ともご相談の上、様々な機会を通じて分かりやすい理解活動に努めてまいります。</p> <p>なお、自治体の計画している住民避難について当社といたしましても、住民避難者の搬送支援やスクリーニング等の避難退域時検査を行う等、全社を挙げて出来る限りの協力を行ってまいります。</p> <p>放射性物質による身体や資機材等の表面汚染の検査</p> <p>市としましては、現在、災害発生時に各職員が安全に、そして、的確かつ迅速に行動できるよう職員行動マニュアルを作成中でありその中で、安定ヨウ素剤の配布方法についても具体的に盛り込んでいきたいと考えています。</p> <p>消防団の活動につきましては、各種情報を消防車両等により、消防団管内の住民に広報していただくことや、避難等に際しては、避難時集結場所に各消防団の拠点を設置いただき、避難誘導等を実施していただくこととしています。</p> <p>消防団員は、一般市民と同じ段階で避難していただき、避難後の各地域の残留者の確認は、市職員・消防職員・警察署員及び国、府の応援派遣職員で行うこととしていることから、現時点では消防団に原子力防災資機材等のは配備の予定はありません。</p> <p>屋内退避時の食料等は、一般災害と同様に市民の皆様で備蓄いただきたいと考えています。</p>
24	<p>このたびは、住民説明会の開催ありがとうございます。秘密のうちにこっそり進むよりは、まず、たくさんの方の意見を聞いて進めて行く事が大切であると考えます。</p> <p>発電所の再稼働に関してですが、確かに必要だと思いますが、私個人としては福島原発で安全神話がくずれた事実がある以上、とても高いハードルを超える必要がある。</p> <p>福島原発の処理がまだ全然解決していないし、収束していない。きっちり解決が必要</p> <p>想定外時の安全基準を更に上げる事。たとえばどんな事態が起こっても完全に漏れない、封じ込める事ができる様にする等</p> <p>責任の所在を明確にする。誰が責任を持ってやるのか。</p> <p>補償をもっとあきらかに訴える必要がある。何かあった時はこれだけの補償をしますと、避難対策も甘すぎると考えられる。説明では机上の空論くらいに聞こえてくる。全然交通手段やルート確保に避難先全てにおいて全然足りないのは明らか。</p> <p>現在、火力発電等に頼りLNG、石油、石炭の仕入れ額が増加して電気代にプラスされているのは仕方ない。何かあって今の家や土地に住めなくなり仕事も失うよりは、それを支払っているほうが安上がりです。一度失った信頼を回復するのは並大抵の努力ではない事はあきらかです。次の世代の人のためにも。</p>	市	<p>責任の所在については、安全を最優先とする国のエネルギー政策であり、全ては国の責任において進められています。</p> <p>一方、市民の安全・安心を確保しなければならない市としましては、万一の際の住民避難につきまして、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。現在、より実効性のある避難計画となるよう舞鶴市住民避難計画の改正作業を行っており、今後、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えています。</p>
25	<p>使用済み核燃料の事は触られていません。原発が稼働すれば出ますが、それをどうするのですか。</p> <p>中間貯蔵施設をどこに作るかとされているのですか。</p> <p>モニタリングポスト、移動するもので市内残すとこなく、くまなく測定しようと思えば、どのくらい時間がかかるのですか。何台あるのですか。それを全市民にどう情報発信するのですか。</p> <p>戸別受信機が全世帯に必要と考えます。それがなければ、情報を市民にどう徹底するのですか。</p> <p>放射能は、時間的にも空間的にも、どう広がるのか予想がつかません。機械的に直径、半径何メートルとされることについては理解ができません。</p> <p>高浜原発・大飯原発同時に事故が起こる想定がされていません。そのことについては、どのように考えているのですか。</p>	資源エネルギー庁	<p>・昨年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としてしています。</p> <p>・使用済燃料の再処理過程で発生する高レベル放射性廃液は、ガラスと溶かし合わせ(ガラス固化)、金属製容器等で覆った上で、地下深く安定した岩盤に適切に埋設(地層処分)することとしています。</p> <p>・最終処分に向けた取組を進める間も、原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要があり、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進める必要があります。また、こうした取組は、再稼働や廃炉のためにも重要です。これを踏まえ、先日(10月6日)の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定したところです。本プランに基づき、国も積極的に関与して、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めます。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
25	<p>児童・生徒が学校にいる時に、原発事故が起こればどう対応するのか。その対応が、国と京都府では違うのですが、何故ですか。</p> <p>原子力規制委員会の田中委員長は、規則基準への合格であり、絶対安全とは言えないと発言しています。安全の保証があれば、原子力防災計画の必要もないし、避難計画をつくる必要もないではありませんか。説明会のなかでも「安全」とはおっしゃらなかったと思います。「安全」の保証はどこにもないではありませんか。</p> <p>全体的に専門用語が多く、理解された市民は少ないのではないのでしょうか。今回の説明会で理解を得たとは思っておられるとは思いますが、説明会をせめて中学校区で開催するとか、今後も説明会を求めますが、その予定はされているのでしょうか。</p>	<p>原子力規制庁</p>	<p>原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要があります。</p> <p>また、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく必要があります。</p> <p>これを受けて、原子力災害対策指針において、「原子力施設から概ね5km」を予防的防護措置を準備する区域(PAZ)として、「原子力施設から概ね30km」を緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)として定めています。</p> <p>これについては機械的に5km、30kmと線引きして設定しているわけではなく、行政区域の単位で設定されています。</p> <p>また、UPZ外の区域においても、施設の状況等から必要な場合には追加的な防護措置として、行政区域の単位で屋内退避の指示が出されることもあります。</p> <p>さらに、その後、放射性物質が大量放出され、UPZ内外において、緊急時モニタリングの結果等から運用上の介入レベル(OIL)を超えるような空間放射線量率となった行政区域については、一時移転等の防護措置が実施されることとなります。</p> <p>新規基準では、複数原子炉で同時に重大事故が発生した場合でも、それぞれの炉で独立して事故対応にあたれるよう、十分な数の要員や必要な資機材を原子炉ごとに整備することを要求しています。審査では、複数原子炉で同時に重大事故が発生した場合でも、事故に対処できる体制や能力を備えていることを確認しています。</p> <p>今般の審査は、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて定められた新規基準への適合性を確認したものであり、地震、津波といった自然現象の想定や、重大事故に対応するための設備及び手順等の実現可能性などを厳しく審査しました。しかし、安全に絶対はありません。安全追求に終わりはなく、より一層の安全を追求すべく、事業者には努力を継続するよう促しつつ、当委員会としても不断の努力をしていきます。</p> <p>緊急時モニタリングの結果については、国が一元的に集約し、分かりやすく、かつ迅速に公表することとされており、京都府が設置している16局のモニタリングポスト等、固定観測地点では連続して測定が行われ、その測定結果は原子力規制委員会のホームページで公表されます。また、防護措置の的確な実施等を目的として、京都府はさらに30局の観測点を追加する予定です。さらに、万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、京都府においては可搬型モニタリングポストを保有しています。なお、モニタリングカー等については、状況に応じ活用してモニタリングを実施します。</p> <p>モニタリングの結果については、原子力規制委員会のホームページで公開するほか、原子力災害対策マニュアルの規定等に基づき、原子力災害対策本部、原子力災害対策現地对策本部、ERC、緊急時モニタリングセンター、重点区域内の道府県及び市町村に共有いたします。</p> <p>モニタリングの結果を含む情報を事前にメールアドレスを登録した利用者に対し、携帯のメールに配信することとしています。その他、報道機関に対して、正確な情報を発信していきたいと考えています。</p>
		内閣府	<p>児童や生徒が学校にいる際に震度6弱の地震等が発生するなど警戒事態となった場合には、保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置し、情報収集や教育委員会等との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担などについて、予め定めた計画を基本として対応を行うこととなっています。</p> <p>警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡をし、全面緊急事態までに完了することとしています。なお、引き渡しができない児童等は、職員とともに屋内退避を実施し、一時移転等の指示がなされた場合には職員とともに移動し、避難先において保護者に引き渡すこととしています。</p> <p>当該方針については、京都府教育委員会が作成した避難マニュアルと同様となっており、国と京都府にて特段の違いはないものと考えています。</p>
		関西電力	<p>現在、当社は、福井県外で使用済燃料の中間貯蔵施設を立地すべく、供給区域内・外を問わず、あらゆる可能性を検討しております。</p> <p>なお、中間貯蔵施設の立地にあたって「当社の発電所の敷地であること」を候補地の条件とはしておりません。また、地元の皆さまとの協力関係・信頼関係を大切に、ご理解をいただくことが何より重要であり、地元のご同意なくして立地を進めることはありません。</p> <p>具体的な検討内容については、今後の取組みの支障となるおそれがあるため回答は差し控させていただきます。</p>
		市	<p>中間貯蔵施設につきましては、関西電力が、平成27年12月11日に舞鶴市内には、建設しないと表明されました。</p> <p>事故の発生や避難指示等の連絡につきましては、防災行政無線、まいつるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、市広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしています。</p> <p>説明をいただきました国の担当者には、極力分かりやすい説明となるよう留意いただきましたが、原子力発電は、科学的で専門的な分野でありますので、引き続き、原子力発電の必要性や安全性、避難のあり方などについて、市民の皆様様に理解をしていただけるよう努めていきます。</p> <p>今後の説明会につきましては、まずは市民の皆様からいただいた疑問点等に、丁寧にお答えさせていただくことが大切と考えたところであり、今回の回答を公表し、その結果を踏まえ、理解が深まっているのかどうかを判断します。</p>
26	<p>最も心配なのは放射線の影響、健康被害です。軽減させる方法にはどのようなものがあるのですか。ヨウ素剤の服用の有効性はどのようなものですか。</p> <p>原子力以外の低コスト効率的な電力源が近い将来見つけ出される可能性はないのですか。将来も再生可能エネルギー利用には限度があると考えられるのですか。</p> <p>インターネット上のハッキングによる被害は想定されませんか。</p> <p>炉心外の放射性物質の保管についても十分な安全性が図られていますか。もし事故が生じたとしたら。</p> <p>地域の避難訓練において、情報伝達の困難性を感じております。デマ等によって避難が確実にできるか心配です。防災無線は聞こえない時もあります。メールもすぐに開けられない時があります。</p> <p>高浜にはしばしば行きます。国道27号線は渋滞、不通になる可能性を感じます。舞鶴に帰れなくなるのではと心配です。子供は舞鶴の学校です。</p> <p>(説明会について)</p> <p>事故や被害が生じないように努力をしているという理解を求める説明会だけでなく、起きた時にはどうすればよいのかという具体的な方法を説明するものも開催してほしいです。</p>	<p>資源エネルギー庁</p>	<p>・発電コスト検証ワーキンググループでは、現時点において、現実的かつバランスのとれたエネルギー供給構造の将来像を検討するに際して参考となる各電源について、専門家にご議論いただき発電コストを算出しました。国としては、エネルギー関係技術の開発を支援しつつ、バランスの取れたエネルギーミックスの実現に向けた取組を引き続き進めていきます。再生可能エネルギーについては、エネルギー安全保障の強化や低炭素社会の創出等の観点から重要な電源であり、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めていくことが政府の基本方針です。</p> <p>原子炉を停止するための安全保護系については、外部ネットワークに直接接続されていないことを確認するとともに、原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は操作に係る情報システムが電気回路を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する方針であることを確認しています。</p> <p>使用済燃料を保管する使用済燃料ピットの安全性については、新たに定められた基準地震動に耐えることを含め、新規基準に適合することを確認しています。</p> <p>新規基準では、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、使用済燃料ピットの水位が異常に低下してしまうといった事故を想定しても、消防ポンプ、可搬式代替低圧注入ポンプ及びポンプを動かす発電機等を新たに設置し、通常の手段が失われても、使用済燃料ピットに注水できることを確認しています。</p>



番号	質問・意見	機関	回答
29	<p>・重大事故発生により誰が、どのタイミングで行われますか？</p> <p>・事故発生時、発電所内の職員で対応されるようですが、消防署や警察、地域防災との連携・応援はどのタイミングで要請されますか？訓練、協力体制はできていますか？</p> <p>・事故による放射性物質が外部へ放出された場合、PAZ圏、UPZ圏で区分されていますが、圏域の人は全て同じ行動ですか？</p> <p>・福島事故発生時、原発からの距離ではなく、風向きによる被害が問題になっていました。放射性物質の拡散予測ができるSPEEDIがありますが、住民への連絡が出来るようになっていませんか？避難先を間違えない為にも重要ではないでしょうか。</p> <p>・事故発生予測の住民参加大規模訓練の計画はありますか(避難、移動)。(住民説明会11/2について)</p> <p>・参加依頼された組織名と人数、参加された人数はどうでしたか。</p> <p>・開催方法は、あの方法しか無かったと理解します。ただ、今後も市民の不安解消のためにも真摯に意見を聞いていただくことが必要と考えます。当日はご苦労様でした。</p>	<p>原子力規制庁</p>	<p>いつ、どのような放射性物質が、どの程度放出されるのかをあらかじめ正確に予測することはできず、気象予測にも不確実性が含まれることから、拡散計算による予測結果が現実と異なる可能性が常にあります。</p> <p>予測的手法の結果に基づいて避難を行った場合、その予測と異なる方向に放出があれば、かえって放射線被ばくの影響が増大する危険性があります。</p> <p>このため、福島第一原子力発電所事故以前の考え方を改め、現行の原子力災害対策指針を策定しました。具体的には、プラントの状況を踏まえて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね5キロ圏内ではあらかじめの避難</li> <li>・概ね30キロ圏内ではあらかじめの屋内退避</li> </ul> <p>としています。</p> <p>この考え方は、国際原子力機関(IAEA)が定める最新の安全基準にも整合するものであり、国際的に広く受け入れられ確立された考え方となっています。</p> <p>また、予測手法やその精度如何にかかわらず、施設の状態に基づいて予測される放出源情報や気象予測をもとに拡散予測を行い、その結果を踏まえて防護措置の実施を判断する場合と比べて、施設の状態等に基づく判断の方が、より迅速かつ的確に防護措置を実施することができます。</p> <p>こうした考え方に基づけば、防護措置の実施に当たり、予測的手法を活用する必要はないと考えています。</p> <p>なお、防災基本計画において、<sup>1</sup>国(原子力規制委員会、内閣府)は、地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を活用する場合には、専門的・技術的観点から支援を行うものとする<sup>2</sup>とされており、原子力規制委員会と内閣府が緊密に連携しつつ、JAEAとの協力の下に専門的・技術的な観点から支援する仕組みを構築していくこととしています。</p>
30	<p>こちらが聞きたい事が触れられていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核のゴミ処理問題</li> <li>・福島の例になぞった、起った場合の補償問題</li> <li>・除染は不可能、人間のサイクルではない</li> <li>・火山大国である日本で事故が起きない保証はない</li> <li>・安全神話はいらぬ</li> </ul> <p>先日の原発説明会では、再稼働を前提とした説明に終始し、福島で起った事故の教訓を何等、考慮したものでない。</p> <p>実際に四年半も経過した現在もなお、汚染水は海にタレ流しされ収束の目途すら立ってない。更に核燃料がメルトダウンによって溶融し放射性物質が放出され、しかも、その建屋にすら立ち入りが出来ない事態であるなど、決して他人事と思えない。</p> <p>除染が云われていますが、汚染が起れば、二度と復元できない。将来に亘って不可能なものを詭弁とゴマかしでしかない実態は明らか。</p> <p>又、課題となっている核のゴミと云われる増え続けるゴミ(汚染物質)の処理も確定せず、未来永劫不安の増大を招くのみだ。</p> <p>福島の方々の被害補償もまともに出ていず、未処理の現在、幕引きが囁かれるなど、行き場のない苦悩を考えると絶対認められない。</p> <p>ましてや火山列島と云われる日本で万が一にも事故が起れば誰が責任をとるのか。今の福島の現状を見れば再稼働などあり得ない。</p> <p>コスト問題、温室効果ガス排出が云われていますが、核のゴミ処理、廃炉コストを合わせると莫大であり、何よりも人間のサイクルに合致しないエネルギーから速やかな転換が求められる。</p> <p>今こそ、エネルギー政策を見直し、原発から撤退し、再生可能エネルギーに転換して将来に亘る禍根を立ちきるべき時点と考えます。</p> <p>市民の大多数が再稼働に反対しているもとので、より安全を確保する立場で選択すべきだ。事故が起れば取り返しがつかない生活を根底から破壊され、避難どころの問題でない。</p>	<p>市</p>	<p>ご意見としてお聞きし、市民の安全・安心の確保に向けた取り組みの参考といたします。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
31	<p>1、将来のエネルギー政策 原発にいつまでも頼っている再生可能エネルギーの開発は不可能。いつまでもリスクの大きい原発稼働は避けるべきである。人は難題に直面してこそ新エネルギーが生まれてくる。2030年に原子力20～22%は論外である。</p> <p>2、原発40年寿命を厳守してほしい。 古くなった設備は、使い痛みや腐食等であちこちが破損してきて、部分的に補修しても次々と故障が発生します。船の寿命は30年が限度です。</p> <p>3、テロ対策について ミサイル攻撃の標的になる場合も考えておく必要があります。これに対して本当に大丈夫なのか心配です。</p> <p>4、地域の避難対策 今回の説明でも、まだまだ検討不十分であり、また、地域住民にも全然理解されていないのが実情です。原発再稼働の話は避難体制がしっかり確立してからと考えます。</p>	市	<p>原子力発電は、国のエネルギー政策において、重要なベースロード電源に位置付けられております。</p> <p>原子力規制委員会が新規規制基準に基づき、しっかりと安全性を確認するうえで、新規規制基準に適合すると認められた場合には、40年を超える原子炉も含めて再稼働を進めていくことが、基本的な方針であると国から説明を受けています。</p> <p>テロ対策については、なかなか公開できる性格のものではありませんが、原子力規制委員会として、しっかりと検査していきますと国から説明を受けています。</p>
32	<p>東日本大震災クラスを考えると、防潮堤の高さが6.7mというのは低過ぎないですか？ 万一原子炉を止めることになったとして、P17の表に記載されている一次冷却材(=水)が投入できないことはあり得ないのですか？ 補助給水ポンプが壊れた時の代替ポンプの有無が表からは読み取れません。同様に原子炉にほう酸注入が必要になった時のほう酸ポンプが壊れた時はどうなりますか？ 色々訓練されているようですが、壊れたポンプの交換とかも訓練メニューに入っていますか？</p> <p>原子炉を冷やさなくてはならなくなった時、減圧させる際の加圧器逃がし弁が壊れた時の対処法はどのようになっていますか？ また、最終的に海水冷却することになったとして、その決断の基準(誰がどの段階で)は決まっているのですか？</p> <p>P21の表に記載されている閉じ込めるにある「格納容器を破損させないための対策」を講じていたら、東日本大震災のような被害(放射性物質の拡散)は起こり得ないということですか？</p> <p>UPZ圏内の住民には、今後安定ヨウ素剤の事前配布はされないのですか？ また仮に、甲状腺疾患やヨードアレルギーの患者さんなど、安定ヨウ素剤の服用が困難な住民には、どのような予防対策を講じるのですか。これらに関する予算は関電さんから提供されますよね？ 市税を投じるのはなじまないのでは？</p> <p>みずなぎ学園さんは、屋内避難施設として放射線防護対策工事が済まされていますが、あれを稼働させるのは電気？ 自家発電で稼働させるとしたら何日保ちますか？ UPZ圏内の病院、施設には義務として設置すべきですが、そのあたりの対策がすっぱり抜けていませんか？ PAZ圏内の弱者を助けるのはUPZ圏内の住民になるのでは？ PAZ圏内だけ手厚くするのは不足では？</p> <p>再稼働の前提にするならUPZ圏内の防災無線の整備くらいは最低条件ではありませんか？ お年寄りに市のホームページで確認とか、PCやスマホを所持されていない方には無理があります。百歩ゆずって防災メールの存在も知らない人は多い。市役所かショップに持参されたら防災メールが受信できるようにしてあげるとか、自治会長や民生委員が訪問して受信できるようにしてあげるとか、情報弱者の方の不利益を最小限にする努力がもっと必要ではありませんか。</p>	原子力規制庁	<p>敷地に影響を及ぼす津波の発生要因、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造等は発電所敷地ごとに異なるため、津波の高さは日本全国一律とはなりません。規制基準では、基準津波は敷地ごとに、立地地点の特徴と最新の科学的・技術的知見を踏まえ想定することを要求しており、防潮堤の設置等の耐津波設計は、その基準津波に対して敷地の特性に応じた津波防護対策を講じることを要求しています。審査では、基準津波の策定の妥当性と基準津波に対する防護対策の妥当性の両方を確認しています。</p> <p>これらの設備・手順に対しては、1つの方法だけでなく、同様の機能を有する異なる設備・手順が備えられています。</p> <p>一次冷却材ポンプが故障した場合には、充てん/高圧注入ポンプや余熱除去ポンプを用いて原子炉に冷却材を注入できること、補助給水ポンプが故障した場合には、蒸気発生器水張りポンプ、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプを代替ポンプとして、備えていること、ほう酸ポンプが故障した場合には、充てん/高圧注入ポンプを用いてほう酸水を原子炉に注入する設備手順を備えていることを審査で確認しています。</p> <p>加圧器逃がし弁が故障した場合には、主蒸気逃がし弁、タービンバイパス弁、加圧器補助スプレイ弁を用いて、原子炉を減圧する設備手順を備えていることを確認しています。また、海水による冷却は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために優先すべき操作などを定めた判断基準や手順により行われます。</p> <p>まず、炉心を損傷させないことが重要であり、炉心損傷防止対策の有効性を確認しています。その上で、仮に炉心損傷の発生を想定した場合でも格納容器を破損させないよう、格納容器破損防止対策が有効であることを確認するために、電源が一斉に喪失し、原子炉の冷却水が急激に失われるといった、福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定して評価を実施しております。この場合であっても、格納容器再循環ユニットへの海水供給による格納容器内の冷却等の対策により、格納容器の破損は防止できると評価しております。また、このように福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定し、事故の初期にアニュラス空気浄化設備の起動時間の遅れを考慮した場合であっても、その後アニュラス空気浄化設備の作動により、環境に放出されるセシウム137の放出量は約4.2TBq(7日間の数値)であり、福島第一原子力発電所事故と比べても3桁低いレベルに抑えられております。これを上回る事故が発生することや、想定通りの事故対応が出来ないこともあり得ますが、新規規制基準を踏まえて準備した様々な対応により、その可能性は相当程度低く抑えられるものと考えています。</p> <p><b>(追加回答)</b> PAZにおいては、安定ヨウ素剤の服用不適切者や3歳未満の乳幼児、そのほか丸剤の服用が困難な者は、警戒事態の段階で、施設敷地緊急事態要避難者として、避難等の防護措置の準備を開始することとしており、放射性物質放出前の施設敷地緊急事態の段階で、優先的に避難させることとなっています。この段階では安定ヨウ素剤の服用の必要はありません。</p>
		内閣府	<p>即時避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者など、避難に支援が必要な方々が屋内退避するための建物について、自治体のニーズに応じて、放射線防護対策(放射性粒子を除去するフィルター付き空調設備や窓枠強化による気密性向上、出入口のクリーンルーム設置など)を整備する取り組みを進めており、舞鶴市では5か所の施設で整備または整備中です。</p> <p>放射線防護対策施設整備については、優先順位をつけるよう行政レビューで指摘されており、現在は10km圏内を優先して整備を進めています。10km圏外についても順次、整備できるよう国で予算を確保するよう努めています。</p>
		府	<p>高浜発電所から10km圏内を中心にUPZ圏内で放射線防護対策工事を複数箇所を実施しています。また、地震等の複合災害における停電時に備えて、陽圧装置等を稼働させるための非常用発電機を設置しており、概ね3日分の燃料を備蓄しています。屋内退避時に停電の復旧までに日数を要する際は、協定に基づき民間事業者から燃料調達するほか、状況に応じて自衛隊など実働組織に支援を要請することとしております。</p>
		市	<p>安定ヨウ素剤につきましては、5～30km圏内のUPZにおいては、国の原子力災害対策指針に基づき、緊急時には国の責任において配布するとお聞きしており、現時点では事前配布することは考えておりません。</p> <p>事故の発生や避難指示等の連絡につきましては、防災行政無線、まいづるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、市広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしています。</p> <p>まいづるメール配信サービスにつきましては、広報まいづるや出前講座、自治会回覧のほか、携帯電話の各店舗に啓発チラシを配布するなど、あらゆる機会を通じて普及に努めているところであり、今後も引き続き、あらゆる機会を通じて普及に努めていきたいと考えています。</p>
33	<p>1、推進派の意見や説明だけでは？</p> <p>2、原発廃炉に伴うコストや期間も聞きたい。</p> <p>3、原発作業員(下請け・孫請け)の被曝の危険性はどうか。</p> <p>4、大消費地である太平洋岸に建設すれば送電によるロスも少なくてすむ。(本当に安全なら)</p> <p>5、避難計画の話聞いても、重大事故が発生すれば市民の生活に明日は無くなる。</p> <p>6、高浜町民はどう考えているのか。</p>	関西電力	<p>・廃止措置を講じようとするときは、原子炉等規制法の定めるところにより、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受ける必要があります。</p> <p>・廃止を決定したプラントについては、廃止措置計画の具体的な内容を検討し、コストや期間も含め、廃止措置計画のとりまとめが完了次第、原子力規制委員会に認可申請を行うこととなります。</p> <p>・原子力規制委員会に申請した廃止措置計画認可申請書につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報である「特定の個人を識別できる情報(個人情報)」や「法人等の正当な利益を害する情報(法人情報)」等を除いて、原子力規制委員会のホームページにて公開されることになっています。</p> <p>・電力社員を含め作業員の方々の内、被ばくの可能性のある方々は全員「放射線業務従事者」に指定し、法令の被ばく線量限度(50mSv/年、100mSv/5年)を遵守して厳正に管理しております。</p> <p>・なお、この被ばく線量限度は、国際的な機関であるICRPの勧告に基づき定められたものです。</p>
		市	<p>今後も引き続き、ご理解いただけるように努めてまいります。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
34	<p>〔避難〕 UPZ圏内に当る高野地域で避難経路が国道27号線、若狭自動車道は、大渋滞が予想され、福知山方面への避難路を確保するため、府道66号線志高西舞鶴線を地域住民は殆ど利用し福知山方面に避難することとなるので、現状、野村寺～城屋間の道路整備を行って頂いていますが、早急に志高西舞鶴線の全線開通をお願いいたします。</p> <p>〔緊急避難伝達速報体制〕 防災行政無線防災放送、広報車等を活用し情報を伝達する事になっていますが、仕事中、又、家の中にいる時は風向によっては放送が聞き漏らす時が多いので、各個人の携帯電話からも受信できるような、あらゆる通信手段を利用して、極めてこまかな伝達方法を望みます。</p>	市	<p>災害対策に関わらず、京都府において府道志高西舞鶴線の整備を進めていただいています。</p> <p>情報伝達については、非常時の連絡方法として、防災行政無線、まいづるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしておりますが、今後も引き続き、有効な情報伝達手段について検討を進めていきます。</p>
35	<p>高浜原子力発電所のどの部分を改良したから安全なのかかわからない。 想定外の事態の時の対策はどうするのか。 本当に防潮堤は8mで安全なのか？福島では最大20mと言われているが、内部故障で放射能は発生しないのか。 全面緊急事態に至った場合に、避難集場所への移動はどうするのか。(高齢者が多く近所の人だけでは時間がかかってしまい全員避難させることは不可能に思う。) 非常事態の連絡方法がスマートフォンやインターネット・テレビになっている。高齢者には無理である。又、スマートフォンやパソコンのない人も多くいる。連絡方法を市・府・国ももっと考えるべき。 使用済核燃料は高浜原子力発電所においておくのか。 事故が発生した時になぜ国が責任を持つと言うのか、利益を得ている関西電力が全責任を持つべきである。(国が責任を持つことは国民の税金を使うことになる。)</p>	資源エネルギー庁	<p>・万が一事故が起きた場合、政府として、国民の生命、身体及び財産を守ることは重大な責務であり、責任をもって対処します。 ・また、事業者は、原発の運転主体として、再稼働を行うか否かの判断をし、炉を安全に運転する責任を有します。万が一事故が起きた場合、事業者はその責任を全うしなければならないことは当然です。</p>
		原子力規制庁	<p>想定外の事象をできるだけ少なくするために、事故の原因となる事象の抽出、起因事象と安全機能の喪失の組合せを網羅的かつ体系的に行っていることを確認しています。 設計上の想定を超えるような事態を想定外とせず、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊を想定し、炉心や格納容器の損傷を緩和するための対策をとるための手順書等を作成し、対応する方針であることを確認しています。 敷地に影響を及ぼす津波の発生要因、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造等は発電所敷地ごとに異なるため、津波の高さは日本全国一律とはなりません。規制基準では、基準津波は敷地ごとに、立地地点の特徴と最新の科学的・技術的知見を踏まえ想定することを要求しており、防潮堤の設置等の耐津波設計は、その基準津波に対して敷地の特性に応じた津波防護対策を講じることを要求しています。審査では、基準津波の策定の妥当性と基準津波に対する防護対策の妥当性の両方を確認しています。 新規制基準では、原子力発電所で核燃料が溶けてしまったり、放射性物質が外部へ大量に放出される可能性がある重大事故が発生してしまうような状況においても、原子炉を確実に「止める」ための対策、核燃料が溶けることを防ぐため及び溶けた後においても「冷やす」対策、放射性物質を格納容器内に「閉じ込める」ための対策などを講じていることを確認しています。</p>
		内閣府	<p>避難時集結場所まで一人で歩けないような在宅の避難行動要支援者の避難については、支援者が付き添い避難することとしています。なお、一部の避難行動要支援者については、未だ支援者が確保できていない状態ではありますが、その場合においても、行政職員・自治会・消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を京都府および舞鶴市において検討中です。</p>
		関西電力	<p>当社は、使用済燃料については、国の政策に基づき青森県にある日本原燃(株)の再処理工場に搬出し、再処理することとしており、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を実施してまいります。</p> <p>現在、当社は、福井県外で中間貯蔵施設を立地すべく、供給区域内・外を問わず、あらゆる可能性を検討しております。 具体的な検討内容については、今後の取組みの支障となるおそれがあるため回答は差し控えてさせていただきます。</p>
市	<p>概ね5kmから30km圏内のUPZにつきましては、放射性物質の放出前の段階では、予防的に屋内退避を行うこととしており、放射性物質の放出後においても、放射性物質が通過している間は、無用な被ばくを避けるため屋内退避を継続し、放射性物質の通過後、緊急時モニタリングにより基準を超えたゾーンから順に段階的に避難を開始することとしており、市民全員が一斉に避難する計画とはなっていません。 自力歩行が困難な方など、重度の要配慮者につきましては、京都府および京都府災害時要配慮者避難支援センターが中心となって、車両の手配や避難先との受入調整を行っていただくこととなっています。 一方、介助すれば歩行が可能な方につきましては、災害時要援護者個別支援計画に基づき、地域の助け合いで自家用車やバス等で地域住民の皆さんと一緒に避難していただきたいと考えています。 できれば、平常時から地域における見守り、声かけ、防災訓練の実施など、自助、共助による地域コミュニティの強化にご協力いただきたいと考えており、市も責任をもって連携し支援してまいります。 市では、非常時の連絡方法として、防災行政無線、まいづるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしておりますが、今後も引き続き、有効な情報伝達手段について検討を進めていきます。</p>		
36	<p>2030年に国の総発電量に占める原発の割合を、22%～24%にするということだが、再生エネルギー等の比率をさらに高めていくことが重要だと考えるが国として取り組んでいただけるのか？ 原発災害が起こったときの通報体制について、例えば海の上で作業している方など市民全般細部まで情報が速く伝えることができるのか？ 災害時の避難については、主に舞鶴若狭道、京都縦貫道などの主要道路を使用するが、豪雪・豪雨などの自然災害時には道路が使えないとなると風向きなども考慮して船で退避することも検討してはどうか。また、その際、海上自衛隊・海上保安庁との連携も必要と思われるが検討できないか？ 高浜原発から、5km圏・30km圏が防護対策の重点地区になると思われるが、それをはるかに超えた50km圏まで汚染される可能性もある。さらに広範囲での対策が必要と思うがどうか？</p>	資源エネルギー庁	<p>・再生可能エネルギーについては、エネルギー安全保障の強化や低炭素社会の創出等の観点から重要な電源であり、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めていくことが政府の基本方針です。固定価格買取制度開始後の3年間で、再生可能エネルギーの導入量は2倍に増加しており、今後とも同制度の適切な運用・実施を図るとともに、技術開発や規制改革等を組み合わせ、エネルギーミックスにおいて示した水準の実現に向けて取り組んでまいります。一方で、太陽光中心の導入が進んだ結果、国民負担の増大の懸念や、系統制約等の課題が顕在化しており、こうした課題の克服に向けて取り組んでまいります。</p>
		内閣府	<p>避難時に自然災害等により道路等が使用できないような場合に備えて、予め複数の避難経路を設定しております。なお、それでも避難することが困難であるような場合には国、関係府県、関係市町が連携し、道路の啓開のための応急復旧策や代替経路の確保策を検討・実施することとなります。また、降雪時の際には、京都府が路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を定めた除雪計画により、緊急時には除雪を実施いたします。 それでも不測の事態などにより、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係府県及び関係市町からの要請により、船舶による避難も含め、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による各種支援を実施することとしています。 5km圏内のPAZ圏においては、原子力発電所事故時の放射性物質の影響がより大きい、原子力発電所に近い地域の住民を早期に避難等させるために放射線物質の放出前に避難等を実施するものとしています。また、5～30キロ圏内のUPZ圏では、放出された放射性物質が通過するときに屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するために屋内退避を実施するものとして、福島の事故の教訓及びIAEAの国際基準を踏まえ、原子力規制委員会により原子力災害対策指針として示したものです。 UPZ圏外の防護対策については、大規模な放出のおそれがある場合には、UPZ圏外においても原子力災害対策指針に基づき発電所の状況等を踏まえて屋内退避の指示をUPZ圏外の一定の範囲に拡張することとしています。</p>
		市	<p>市では、非常時の連絡方法として、防災行政無線、まいづるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしておりますが、今後も引き続き、有効な情報伝達手段について検討を進めていきます。 なお、海上への情報伝達については、船舶搭載の無線などの使用も考えています。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
37	<p>多々見市長の言われた通り質疑応答より、今回の方式が適切に意見集約出来ると思ひ、質問と意見をさせていただきますのでどうか宜しくお願い致します。</p> <p>自治会長として案内いただきましたが、あくまでも個人の意見です。認識不足、不適切な表現、解り難い表現もあると思ひますがご容赦ください。</p> <p>まず、原子力災害に関しては、福島で起きたような事故は二度と起きないと信じたいと思ひます。</p> <p>私は震災後、東北の現地に行き岩手県から福島県までを見てきました。</p> <p>個人のたまかな意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私は安全とは思わないが即危険とも思わない。</li> <li>・安全・反対の両極は望まない。</li> <li>・事実と現実とリスクの可能性を肯定して、誠実でより高い安全安心を重視した対応を舞鶴市に求めます。</li> <li>・また、人間だけでなく、あらゆる生命体の事を踏まえて持続可能な環境を実現する為に政策を行ってほしい。</li> <li>・再稼働に対する正直な感じは、精神的には不安を隠せない。</li> <li>・あくまで個人的ですが万が一の時、子供達の避難を最優先にして頂きたい。</li> </ul> <p>個人的な不安要因として(素人考えです)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全てにおいて絶対はない</li> <li>・地球の歴史から想定を越える地震や地殻変動はいつかどこかで起きる</li> <li>・人類の科学領域で地震に伴う原子力発電所の安全判断は無理が有ると考える。</li> <li>・福島の事故に関する東電や政府の対応に不信感がある</li> <li>・熊川断層の延長線上にある断層は特に不安</li> <li>・近年の日本海側で、大きな地震がないのは若狭湾地区なので逆に気になる</li> <li>・高校時代、地学の先生が青葉山も噴火する可能性があると言われた事がある？</li> <li>・太平洋側や南海トラフに注意を向けすぎ日本海側を軽視しないでほしい</li> <li>・テロや戦争で原子炉が狙われたいとは思えない</li> <li>・夜空を見ていると、常に5~6機の航空機が飛行しているのが気になる</li> <li>・現実的にインフラが使えなくなる状態の時に、国や京都府・舞鶴市からの情報をどのような方法で得られるか？</li> <li>・その時、行政からの情報を信頼できるかどうか疑問</li> <li>・結論付けた過去の記録やデータに信憑性があるのか解らない？</li> <li>・宮津市の波せき地蔵堂の災害記念碑の記載が事実とすると、今の想定を遥かに超える</li> <li>・現実にリアルな訓練は不可能な状態で、有事に対処が可能かは疑問</li> <li>・現実に起きた場合、居住・勤務・観光在住者の誘導と避難がスムーズに出来るか疑問</li> <li>・原子力政策は国の責任とは言いが、事故があった場合、責任はどう取るかは言わない？</li> <li>・非常時の対処・行動に対する意識付けを市民にどのように行い継続していけるのか？</li> <li>・多くの市民は思っていないと言わない(高浜町内でも同じ)</li> </ul> <p>自治会長の立場で考えると(個人的な観点です)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が現実的に起こったときに自治会の立場はどうなるのか？</li> <li>・自治会は対処が必要なのか？</li> <li>・仮に休日の場合、自治会が地域で要支援・要介護者を始め、放射能の影響を受けやすい子供達に出来ることは有るのか？</li> <li>・自治会の役員や民生委員、消防団、地域委員や安全委員は有事の際に、各団体や行政との連絡や自治会員への伝達の役割を担わなければならないのか？</li> <li>・地域の各団体と繋がっているのは自治会であることから有事の場合、特に会長は逃げる事が出来にくい立場にあると思う。</li> <li>・現実に起こると、自治会長の責務が否応なしに出てくると思われる。</li> <li>・連絡のインフラが機能しない場合、連絡のツールは？</li> <li>・ヨウ素剤の配布はあるのか？</li> <li>・舞鶴東インターは入れるのか？</li> <li>・インターに向かう交通規制はあるのか？</li> <li>・各自治会に役割や責務・期待があるのであれば、入れ替わりの多い自治会長に対しても毎年、原子力防災に関する訓練やシミュレーションの周知徹底の必要があると思う。</li> <li>・どちらにしても、有事の際の自治会の立場と役割は明確にして頂いて、毎年周知徹底をしておかないと、有事の際は地域がパニックになると思われる。</li> <li>・意識の有る家族は避難に関する打ち合わせをしている家も有る。</li> <li>・私の地域のほとんどの方は万が一の時があったら、どうにもならないとよく話しが出来ますし、心の中で不安を持っているがあまり考えたくないし、言いたくないのが住民の実情ではないかと思う。</li> </ul> <p>個人的な思い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済に影響がある事は理解出来るが、健全な自然環境と安全があつての経済と考える。</li> <li>・地球は稼働している、ましてや地震国の日本で永遠に安全な場所はありえない。</li> <li>・自然災害と異なり、国策である原子力防災は、国や行政と個人の信頼関係が必要と思うが構築が出来ているようには思えない。</li> <li>・事故が有ってはならぬが、現実的には多くの犠牲と収束に時間とエネルギーが必要となるのは認めざるを得ない。</li> <li>・地震と津波は多くの犠牲が出るが復興が可能な事は歴史が証明している。</li> <li>・原子力災害が起きた後の復興はまだ証明されていない。</li> <li>・制限区域の様子は言葉で表現が出来ないし故郷をあの様な姿には決してしてほしくない。</li> </ul> <p>以上、率直に書きにくい事も書きましたが、個人の意見です、宜しくお願い致します。</p>	市	<p>自治会長の皆様には、できれば、平常時から地域における見守り、声かけ、防災訓練の実施など、自助、共助による地域コミュニティの強化にご協力いただきたいと考えており、市も責任をもって連携し支援していきます。</p> <p>責任の所在については、安全を最優先とする国のエネルギー政策であり、全ては国の責任において進められています。</p> <p>一方、市民の安全・安心を確保しなければならない市としましては、万一の際の住民避難につきまして、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。現在、より実効性のある避難計画となるよう舞鶴市住民避難計画の改正作業を行っており、今後、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えています。</p>
38	<p>再稼働に賛成します。</p> <p>万が一、避難が必要になった場合の道路の確保の観点から、府道561号線の大山峠トンネル化を検討されたし、高速道路の4車線化を西舞鶴ICから敦賀JCTまで計画してほしい。</p>	市	ご意見としてお伺いいたします。
39	<p>福島原発の事故により高浜原発も訓練をたびたびしているとのことですが、福島の件でもテレビで見ている、こんな事が起こるのだろうかと思うほど想像を超える事が起きました。訓練も「いつします。」というのではなく、抜き打ちにすると、起こり得ない事を想定して訓練をしてほしいと思ひます。</p> <p>2030年頃に省エネに向けて具体的な数字が出ていますが、核のゴミの処理をどうするのか、できる限り、核のゴミを減らして、未来の子供達に負担を残さないでほしい。</p>	市	ご意見としてお聞きし、市民の安全・安心の確保に向けた取り組みの参考といたします。





番号	質問・意見	機関	回答
42	<p>重大事故の発生を想定した対策に関するソフト対策について 重大事故を想定した対策が色々と講じられていますが、実際に対応し復旧作業を行うのは人です。どのような人たちが構成されていますか。 重大事故の発生を想定した対策に関するソフト対策について 緊急時の訓練(重大事故体制)の要員118名を確保とありますが、この要員の方々は、特別な資格(原子力発電設備に関する)を有しているのか。 また、どのような人たち(すべて関電職員又は、緊急時に対応するための専門業者)で組織されているのか、回答願います。 人災は絶対に起こさないよう、万全の対応をお願いします。</p>	関西電力	<p>当社は万が一の事故に備え、重大事故が発生した際の復旧対応として、予め重大事故体制を整備しており、運転員・保修課員を含む当社社員と、日々設備の保守管理に従事する協力会社の要員との協業にて計118名で構成しています。詳細の内訳は、以下の通り。 【発電所に常駐】70名(当社社員40名、協力会社社員30名) ・(緊急時対策本部要員6名:当社社員のみ) 統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、号炉ごとの指揮を行うユニット指揮者、号炉ごとの通報連絡を行う通報連絡者並びに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者 ・(運転員24名:当社社員) 運転操作指揮を行う当直課長及び当直主任、運転操作対応を行う運転員 ・(緊急安全対策要員40名:当社社員:10名、協力会社社員30名) 運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、消防活動及びガレキ除去活動を行う要員【召集要員】48名(当社社員) ・被災後6時間以内を目途として参集し、注水活動を行う緊急安全対策要員及び発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 【対応要員合計】118名(当社社員88名、協力会社社員30名)</p> <p>事故発生時の緊急時対応においては、一義的に原子力発電所の運営に携わる当社に責任が有り、必要な技術力、知識を保有する要員を確保して対応する責任を有しています。 このため、原子力発電所においては、事故発生直後、緊急時対応を行う体制を整備しており、この体制は、運転員、保修課員を含む当社社員と、日々、設備の保守管理に従事する協力会社の要員との協業にて構成しています。(構成員の詳細内訳は、上記のとおり。) これらの要員は、原子炉の運転、設備に熟知するとともに、必要な対策を行うための訓練や、重大事故に対する教育などを実施し、必要な知識や技量(力量)を付与し、緊急時対応の実効性を確かなものとしています。</p> <p>【発電所に常駐】70名(当社社員40名、協力会社社員30名) ・(緊急時対策本部要員6名:当社社員のみ) 統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、号炉ごとの指揮を行うユニット指揮者、号炉ごとの通報連絡を行う通報連絡者並びに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者 ・(運転員24名:当社社員) 運転操作指揮を行う当直課長及び当直主任、運転操作対応を行う運転員 ・(緊急安全対策要員40名:当社社員:10名、協力会社社員30名) 運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、消防活動及びガレキ除去活動を行う要員【召集要員】48名(当社社員) ・被災後6時間以内を目途として参集し、注水活動を行う緊急安全対策要員及び発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本</p> <p>また、上述した体制以外にも、メーカー、協力会社の方々に支援を受けることとしており、それぞれの技術力、知見、経験を活かした対応を取ることとしています。 高浜発電所においては、約24時間以内に到着する「協力会社による支援要員」について、150名を確保することとしています。 また、発電所共通として、神戸地区でメーカー技術者(400~500名)が支援にあたることとしており、加えて日本原電(株)などの他事業者や原子力緊急事態支援センターから支援が受けられる体制を整備済みです。 当社は、発電所長の強いリーダーシップと日々のメーカー、協力会社の方々とのパートナーシップにより培われた高いマイブランチ意識のもとで、トラブル対応を含め、プラントの安全安定運転に取り組んできた歴史があり、これは緊急時対応においても変わるものではないと考えています。</p>
43	<p>高浜地区のUPZの避難対象人数は何人いるのか。 高浜地区のUPZの避難対象者は南方面あるいは西方面のどこに避難するのか。 舞鶴市民が東方面に避難となればどこへ避難するのか。 海上避難(保安庁/自衛隊)の場合はどこへ避難するのか。 PAZの避難者の避難が完了するまで、UPZの避難者は屋内退避になるのか。 舞鶴市は安全性が担保されるのであれば再稼働は容認するのか。 原発立地自治体の県民は関電から手厚いサービスを受けていると聞かすが、何故舞鶴には何も無いのか。 今後、各地区住民に対して住民説明会の予定はあるのか。</p>	<p>内閣府</p> <p>関西電力</p> <p>市</p>	<p>・事故の状況によりますが、30km圏外の港まで海路で移動し、そこから計画されている避難先に向かうことになるものと考えています。 ・福島事故の教訓及び国際基準を踏まえ、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針では、全面緊急事態に至った場合、PAZにおいては放射性物質の放出の有無に拘わらず予防的に避難し、UPZにおいては原則、屋内退避するとされています。 これは、原子力規制委員会が距離に応じた影響の違いを考慮して設定したものであり、より大きな影響を受けることが予測されるPAZ(概ね5km圏内)の方が、放射性物質の放出前に優先して避難していただくとともに、UPZ(5-30km圏内)の方には、まずは屋内退避により、放射性物質からの影響を少なくするために屋内退避を実施することとしております。</p> <p>関西電力は、地域や生活に密着した事業者として、原子力発電所の立地自治体のみならず舞鶴市をはじめとする地域社会の発展なくしては、自らの発展はありえないとの考えのもと、地域社会の一員として貢献活動に取り組んでおります。 今後もお客さまや地域社会のニーズに耳を傾け、地域の皆さまと共に、地域経済や地域コミュニティの活性化に向けた取組みを通じて、地域社会の発展へ積極的に貢献してまいります。</p> <p>平成26年4月1日現在では、京都府及び福井県のUPZ圏内の人口は170,682人で、そのうち舞鶴市は86,326人です。 高浜地区の5~30km圏内のUPZの避難先につきましては、県内避難先として東方面の敦賀市、県外避難先として西方面の兵庫県(三田市等)に避難することとされています。 舞鶴市民の避難先につきましては、状況に応じて、南方面の京都市、宇治市、城陽市、向日市、または、西方面の兵庫県の神戸市、西宮市、尼崎市、淡路市および徳島県の鳴門市、松茂町、北島町に避難することとなっており、東方面への避難は想定していません。 原子力災害時における避難等の考え方は、まず、原子力発電所から概ね5km圏内のPAZにつきましては、原子力施設の状況に応じて定められた基準に基づき、放射性物質の放出前から避難等を行うこととされています。 概ね5kmから30km圏内のUPZにつきましては、放射性物質の放出前の段階では、予防的に屋内退避を行うこととしており、放射性物質の放出後においても、放射性物質が通過している間は、無用な被ばくを避けるため屋内退避を継続し、放射性物質の通過後、緊急時モニタリングにより基準を超えたゾーンから順に段階的に避難を開始することとしており、PAZの避難が完了するまで屋内退避を続けるものではありません。 避難手段につきましては、原則、バス、自家用車等としておりますが、状況に応じ、鉄道や船舶等の交通手段の活用も考慮することとしております。 なお、海上避難を実施する場合でも、避難先はバスや自家用車等による避難先と同じです。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
43		市	<p>まずは、原子力発電の必要性や安全性、避難のあり方などについて、市民の皆様へ理解を深めていただくことが必要と考えます。その上で、これまでから市長が申し上げているとおり、原子力発電所の再稼働につきましては、原子力規制委員会による原子力発電所の安全性の確認、立地自治体に準じた安全協定の締結、国、京都府および関係機関の連携による実効性のある避難計画への改正、PAZに準じた地域への安定ヨウ素剤の事前配布などが必要と主張してきました。また、福井地裁において仮処分が決定されていますが、司法の判断も尊重する中で安全性が認められるなど条件が整った段階で判断したいと考えています。</p> <p>今後の説明会につきましては、まずは市民の皆様からいただいた疑問点等に、丁寧にお答えさせていただくことが大切と考えたところであり、今回の回答を公表し、その結果を踏まえ、理解が深まっているのかどうかを判断します。</p> <p>なお、現在、より実効性のある避難計画となるよう舞鶴市住民避難計画の改正作業を行っており、今後、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えています。</p>
44	<p>・説明会の参加者を制限したことについて 意見が混乱して議事が進行できなくなる可能性がある事に対して参加者制限したことは理解しているが、議事が混乱するのも現実であり、市民の関心が高いという事の現れであるとも言えるので、混乱を恐れるのではなく、ありのままの市民の意見を聞き、内外に知らしめるのも必要だと思う。議事進行の混乱を恐れず、受け止めて開催する気概をもっていただきたい。</p> <p>・国・関電・府・市の説明をまとめて1回で行うのは横着ではないか？ 国だけ、関電だけなど様々なパターンで何度も丁寧に説明を行って欲しい。こんなに大変な問題を1～2回で済ませようとするのはだめだと思います。</p> <p>・論点を絞り込んだ議題を何度も開催して欲しい 問題が大きすぎて議論の範囲が広すぎ時間が短すぎる。本日は国の原発政策の概要、明日は関電の取ってる安全対策など分野、内容をしぼってやってもらわないと話が進まない。</p> <p>・市への要望 何ができて何ができないか？そこをはっきりして欲しい。 この分野は府が行う。国が行う。でもこの部分は舞鶴市がやる。国はこう言ってるが進捗はこうなってる。舞鶴市はこう考えるが国が動かないのでこういう陳情を行っているなど、現状を伝えて欲しい。 市の限られた担当者で全部上手くいくとは市民は思っていない。問題点、課題を明らかにし市民全体で考える必要があるのでは？</p> <p>・避難路について 避難できる退路が無い、対応できる人材、物資が無いというのは分かっている。出来ない事ははっきりと告知し市民の協力を得る努力を行って欲しい。 危機管理室は市民をコントロールできる力・能力があるのか？私は被災時には無力だと思っている。本当に完璧にできるのなら良いができないのなら早めに告知してくれれば市民が自ら考える事ができると思っている。出来ない事はできないと言って欲しい。できるふりをするのだけは絶対やめてください。</p>	市	<p>今回の説明会につきましては、市内全域を対象として、幅広く、そして多くの市民の皆様にご参加いただきたいと考え、市内全ての自治会長の皆様にお声をかけさせていただいたほか、市民を代表する様々な分野の方々913名にお声をかけさせていただきました。</p> <p>説明会の内容は、全ての市民の皆様へ聞いていただけるよう、後日、市ホームページで動画と資料を公開するとともに、DVD等の貸し出しも行いました。</p> <p>動画を視聴いただいたより多くの市民の皆様から、疑問点等をお受けし、正確にお答えできるよう質問用紙でお受けする方法とさせていただきます。</p>
45	<p>1、原子力発電所の安全対策について 新規基準が従来基準を上回り、世界最高基準というが、これまでの安全神話とどこが違うのか。規制内容が増え、対策が強化されているのは評価できるが、そのことでどのように具体的に安全強化されたのか、専門用語も多く、説明会の説明や資料だけではわかりづらい。</p> <p>例えば、電源の確保について高台に可搬式の電源を確保されているが、その外部電源も災害にあった場合どのような対策を行うのか、その場合の予備電源は十分に確保されるのか明らかにしてほしい。</p> <p>規制基準に基づき、対策について審査されているが、もう少し具体的に説明を、テロ対策についてどのように対応するのか、明らかにしてほしい。</p> <p>2、事故発生時の避難対策について 住民への情報伝達について広報車や防災放送などがあると思うが、住宅内部にいと伝わりにくいのが実態。全家庭の電話やテレビに緊急周知ができる機能を設置し、情報がすぐに伝わるような設備設置の検討をすること。</p> <p>在宅避難行動要支援者について、人数を把握し避難先、避難方法を設定とあるが、どのように把握するのか、また支援者についても家族や友人が近くにいない場合もあり、自治会や民生委員などの協力を仰ぐ必要がある。その対策はどのように考えられているのか。</p> <p>事故発生時の天候について、特に降雪時や積雪時に道路が通行不能の場合の対策はどうか。交通規制の在り方やスリップ事故など交通事故発生も予想されるので、避難予定道路(高速道路)以外の道路整備も必要ではないか。今後の計画はあるのか。</p> <p>今後の住民避難訓練計画はされているのか。再稼働前及び再稼働後の計画を明らかにしてほしい。</p> <p>3、その他 基本的に、原子力発電所の対策については、国が責任をもって対策すべきであり、そのためにも福島原発の除染対策、安全対策や廃炉対策に万全を期すことがその試金石となる。今後の対策に万全を期してほしい。</p> <p>今後の住民説明会を再稼働までに小学校区単位に開催し、住民理解に努めてほしい。</p>	<p>原子力規制庁</p> <p>内閣府</p> <p>市</p>	<p>&lt;電源&gt; 外部電源が失われたとしても、ディーゼル発電機や非常用発電装置、電源車、バッテリー等の多様な電源を備えることにより、電源供給を確保をしています。</p> <p>&lt;テロ&gt; 新規基準では、重大事故においても、原子炉を「止める」対策、「冷やす」対策、放射性物質を「閉じ込める」対策を求めている、その対策の有効性を確認しています。しかし、新規基準では、これで満足するのではなく、想定を超える自然災害や、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる被害をも考慮し、放射性物質の放出低減のための体制整備を求めています。</p> <p>例えば、高浜原子力発電所においては、事故対応を行う要員を発電所内及び所外の複数の集会所に分散して配置すること、故意による大型航空機の衝突や航空機燃料による大規模な火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順を整備すること、中央制御室での監視及び操作が行えない場合の手順を整備することなどとしています。また、電源車や放水砲などは、同じ機能を持った設備が同時に使えなくなることがないように、設備同士の距離を十分に離して、複数箇所に分散して保管するといった対策を講じることとしています。</p> <p>これらのテロ対策を含めた大規模損壊対策の詳細な内容については、セキュリティ上の観点から、審査を非公開で実施するとともに、その資料の公開も控えています。</p> <p>なお、テロや戦争等により原子力発電所が狙われる事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき、必要な対策が講じられることとなります。</p> <p>避難時集結場所まで一人で歩けないような在宅の避難行動要支援者の避難については、支援者が付き添い避難することとしています。なお、一部の避難行動要支援者については、未だ支援者が確保できていない状態ではありますが、その場合においても、行政職員・自治会・消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を京都府および舞鶴市において検討中です。</p> <p>降雪時の際には、京都府が路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を定めた除雪計画により、緊急時には除雪を実施いたします。スリップ事故など交通事故発生により道路等が使用できないような場合に備えて、予め複数の避難経路を設定しています。</p> <p>また、不測の事態が起きた場合には警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織による救助を行うこととなります。</p> <p>なお、必要な避難経路の整備等の要望については、内閣府により設置した地域原子力防災協議会により、関係自治体・関係省庁と一体となり、具体的な検討を行うこととしています。</p> <p>関係自治体が主体となって実施する訓練については、現時点において具体的な計画等については承知しておりません。また、国が主体となって実施する原子力総合防災訓練についても、現時点においては、次回の実施場所やスケジュールについては定めておりません。</p> <p>非常時の連絡方法につきましては、防災行政無線、まいつるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしておりますが、今後も引き続き、有効な情報伝達手段について検討を進めていきます。</p> <p>自力歩行が困難な方など、重度の要配慮者につきましては、京都府および京都府災害時要配慮者避難支援センターが中心となって、車両の手配や避難先との受入調整を行っていただくこととなっています。</p> <p>一方、介助すれば歩行が可能な方につきましては、災害時要援護者個別支援計画に基づき、地域の助け合いで自家用車やバス等で地域住民の皆さんと一緒に避難していただきたいと考えています。</p> <p>できれば、平常時から地域における見守り、声かけ、防災訓練の実施など、自助、共助による地域コミュニティの強化にご協力いただきたいと考えており、市も責任をもって連携し支援していきます。</p> <p>市内全域、全市民を対象とした避難訓練につきましては、実施方法や課題が多いものと考えておりますが、今後、地域ごとに分割した訓練を年次的に計画するなど、より実践的な訓練の実施について、京都府や関係機関と検討していきたいと考えています。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
46	<p>おもに説明会5の内閣府説明について以下に質問します。(質問形式にしています)</p> <p>1、スクリーニングのチェックポイントで汚染レベルを検査する際の処理速度は？レベルが基準オーバーのときは除染処置をおこなうとしても、何度除染してもまだオーバーしていたらどうするのか？ 危険レベル(内部被ばく)まで汚染した避難者が大勢続いた場合、どのように搬送し、どこへ収容をするのか？ そういう人々が集中した場合、避難が停滞する恐れがあるので処理体制を十分に見積もってほしい。</p> <p>2、大浦半島の住民は避難するとき、原発に近づかなければならない。船で脱出するほうが安全ではないか？ そのための一時待避用のシェルターを建設できないか？ 四国の伊方原発の場合は西部地区では「フェリーを出動させることを計画」と報じられている。また、佐多岬にはすでに460名収容のシェルターもつくられている。</p> <p>3、数万のUPZの人々すべてを1日で混乱なく移動させるのは無理ではないか？(「チェルノブイリ」の場合のような強権発動は困難ではないか?)</p> <p>各種のハンディをもった人々のため一時避難用シェルターを数カ所建設できないか？ 原発敷地内にシェルター機能付きの免震重要棟をつくるのであれば、避難しにくい人々のためにもそれに準じた施設をつくっておくべきではないか？(=避難が負荷となって亡くなるような人)</p> <p>福島原発のときは、無理な避難輸送のために多数の患者や高齢者を死なせてしまったが、これを教訓としてシェルター及び仮避難所にはヘリポートを付属すべきではないか？(シェルターに一時待避、その後ヘリで順次移送というシステムがあれば双葉病院などの悲劇は回避できたのではないか?) また、これらの建設運営費用は国と電力会社が負担すべきではないか？</p> <p>大規模な避難移動のなかでこれらの道具立てがなくて事故や死傷者が出た場合、どこが責任をとるのか？ 双葉のように自治体のミスとか、当事者の自己責任などとするのか？</p>	<p>原子力規制庁</p> <p>内閣府</p>	<p>・避難地域時検査は、検査の全体的な信頼性を損なわずに、かつ迅速な避難等が妨げられないような効率性が保たれるよう配慮しており、その内容については、既に、「原子力災害時における避難地域時検査及び簡易除染マニュアル(原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成27年3月31日作成、同年8月26日修正)」で示しています。</p> <p>・また、簡易除染によってもOIL4以下にならない住民は除染が行える機関で別途除染を行うこととしています。</p> <p>・なお、放射性ヨウ素による内部被ばくが懸念される場合には、別途、拠点病院等において甲状腺検査を行うこととなります。</p> <p>舞鶴市原子力災害住民避難計画では、大浦半島の大山地区、田井地区、成生地区、野原地区は、PAZに準じた避難を行う地区と定められており、PAZ圏と同じタイミング、すなわち、放射性物質放出前に避難することとしています。複合災害の発生などにより住民が孤立した場合は、放射線防護対策施設(大浦会館に工事予定)に屋内退避します。さらに、事業者が確保する船舶やヘリコプターにより避難することも想定しています。</p> <p>5~30km圏のUPZの方々については、屋内退避が基本です。これは、放出された放射性物質が通過するときに屋外で行動することでかえって被ばくすることを回避するために実施するものです。そして放射性物質放出後は、UPZの方々が一斉に避難するのではなく、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、OIL基準値以上が計測された地域を特定して避難や一時移転をすることとなります。</p> <p>避難によって容態が悪化する方については、輸送など避難に必要な体制が整うまで屋内退避し、避難体制が整った段階で避難を開始することとしています。また、即時避難が困難な病院や社会福祉施設の入所者など、避難に支援が必要な方々が屋内退避するための建物について、自治体のニーズに応じて、放射線防護対策(放射性粒子を除去するフィルター付き空調設備や窓枠強化による気密性向上、出入口のクリーンルーム設置など)を整備する取り組みを進めており、舞鶴市では5カ所の施設で整備または整備中です。これら放射線防護対策施設整備や放射線防護に必要な資機材の整備などの対策に必要な経費について、国は自治体に対する交付金や補助金で支援しています。</p> <p>以上の取組については、いづれも福島での教訓を活かし国として対策を講じたものであり、福島のようなことが二度と起きないよう、国としても地域防災体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。</p>
47	<p>・原子力発電で20%を超えて確保するというベースロード電源方針でいくには、40年を超える超経年の原発も稼働することになるが、新しい規制基準をクリアすることが出来るのか。また、多くの住民の納得がえられると考えているのか。</p> <p>・新しい安全基準が「世界で最も厳しい水準の安全基準」という言い方が行われていたが、非常に不正確な言い方ではないか。例えば、諸外国では炉心溶融を防ぐために「コアキャッチャー」や「格納容器の二重化」が標準となっているが日本の原発には新規規制基準に入れていない。地震、津波が多い日本でこそ重要では無いのか。また、原子力防災の避難計画の実効性を審査の対象にしていないのではとても「世界で最も厳しい水準の安全基準」とは言えないのではないかと。</p> <p>・福島事故の際、「重要免震棟」が事故対応の重要な施設になった。まだ建設も始まっていない高浜発電所が「世界で最も厳しい水準の安全基準」をクリアしたと言えるのか。建設までは1・2号炉の補助建屋に代替施設を設置するという説明だが、どのような施設なのか住民には明らかにされていない。また、1・2号機は再稼働のための検査を始め、将来稼働するつもりではないか。矛盾しているのではないかと。</p> <p>・高浜3・4号炉はプルサーマル運転を行うが新規規制基準はプルサーマル運転の審査基準は行われているのか。</p> <p>・外部電源の喪失は災害国日本では起こりうる。山の斜面にある外部電源鉄塔は絶えず補修も行っている状況。崖っぷちの下に電源車を配置するのではなく、施設内に耐震構造の非常用電源発電装置の設置がなぜ新規規制基準に無いのか。原子炉冷却用のポンプも同じこと。福島事故の直後なら「とりあえずの処置」である程度理解できるが、事故以降数年経つ間に新規規制基準に盛り込んでいけば設置できたのではないかと。</p> <p>・舞鶴市の原子力防災避難計画の改定が行われているとあったが、いつ改定版が市民に明らかになるのか。すでに策定されている避難計画とどのような点が改定になるのか説明がされていない。</p> <p>・内閣府の説明は専門用語も多く多岐にわたるため、30分程度の説明では内容が把握できない。</p> <p>・内閣府説明の「UPZ圏内における防護措置の考え方」は、これまでの舞鶴市原子力防災避難計画とどのような点が違うのか。全面緊急事態が起こりながら「屋内退避」というのは「緊急避難が困難」だから「その場所に留まれ」と言っているのとどう違うのか。OIL1とOIL2がどのように全ての住民に周知伝達出来るのか。いまの防災放送では非常におぼつかないのではないのでしょうか。500マイクロシーベルトと20マイクロシーベルトと数値の差が大きすぎて理解できない。400では？300では？どうなのか。おおよそすぎると思えるが。</p> <p>・福井県の原発は再稼働を進めるには使用済み核燃料の貯蔵施設が、近い将来満杯になり、施設の増設が必要になっているが、発電所施設内の増設は福井県が認めていない。関西電力は県のその表明にこたえ、福井県以外の関西電力内に設置する記者会見を行った。使用済みといえ将来にわたって冷却や厳重な管理が必要な貯蔵施設をどこに設置しようと考えているのか、福井県地方の原子力発電所の再稼働を行う前に明らかにする義務がある。説明が必要。</p> <p>・舞鶴市住民説明会の案内文書に国の三つの機関からの説明だけで関西電力からの説明は予定に入っていない。この重要な問題でなぜ関西電力の参加が無いのか住民は疑問に思ったところである。しかし当日、予定時間が過ぎていたのに突然関西電力が紹介され、ほんの短時間説明というか表明というか、安全に徹して行きますという「意見表明」だけが行われた。住民説明会に「関西電力も説明した」というアリバイづくりだけのセレモニーのように映った。予定に無かったことを突然日程に入れた舞鶴市の説明責任が求められる。</p> <p>・日本の原子力政策の根幹を位置づける核燃料サイクルの計画は全くすすんでいない。六カ所村で計画されている使用済み燃料の処理も地下処分も見直しは立っていない。先日は「もんじゅ」の運営に規制庁が今の所轄では将来の見直しも無く、もんじゅ運営交代勧告を出す事態になっていて、核燃料サイクル構想は頓挫していると言える。高浜の再稼働を行う際には、地元住民、周辺地域住民に、また、国民に向け安全で確かな使用済み燃料の処理構想と情報を明らかにすべきではないか。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>原子力規制庁</p> <p>内閣府</p>	<p>・原子力発電の運転期間延長認可制度については、法令に基づき事業者が申請した場合において、原子力規制委員会が法令に定められた基準に適合するかどうか審査を行い、その判断が尊重されることになると考えております。</p> <p>・原発の再稼働を始め、原子力・エネルギー政策については、様々なご意見があることは承知しております。今後も、原子力発電の重要性や必要性について、様々な機会を利用して、国民や地元の皆様のご理解が広まり、深まるよう、粘り強く取り組んでまいります。</p> <p>高経年化対策としては、原子炉等規制法に基づき、運転開始後30年を経過する原子炉施設について、10年ごとに、蒸気発生器を含む機器等の劣化評価及び長期保守管理方針を含めた保安規定変更認可を行い、その後の遵守を義務付けています。</p> <p>発電用原子炉を運転することができる期間は40年と定められており、その満了までに特別な認可を受けた場合には、1回に限り20年を超えない期間で運転期間を延長することができるとされております。この運転期間延長認可に係る申請については、延長期間における劣化に関する技術的評価や保守管理方針を踏まえ、認可基準への適合性を確認します。</p> <p>新規規制基準においては、個別の機器の設置を求めるとは、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策等のために必要な機能を求めています。規制基準は、満足すべき性能水準を要求し、それを実現する「技術」は指定しないのが国際的に一般的な考え方です。規制要求を満たすのであれば、ご指摘の設備に限らず、他の方法でも問題ありません。</p> <p>なお、ご指摘の欧州の技術は、現在建設中の原子炉に限られたものであり、欧州でも既設の原子炉に対してご指摘のあった技術の導入が義務付けられた例はありません。</p> <p>一方で、原子力防災については、原子力災害対策特別措置法に基づき、対応が講じられます。</p> <p>また、原子力規制委員会が行う適合性審査は、原子炉等規制法に基づくものであり、原子炉等を設置しようとする者からの申請について、施設の構造等に着目して災害の防止上支障が無いかどうかを確認するものです。</p> <p>本審査は、1号炉及び2号炉の原子炉圧力容器には燃料を装荷しない前提としています。</p> <p>3号炉及び4号炉でMOX燃料を使用することは、申請書(添付書類十)の有効性評価における条件等に記載されています。</p> <p>3号炉及び4号炉でのMOX燃料の使用は、既に許可されたものであり、本審査は、MOX燃料の使用を前提としています。</p> <p>今回の新規規制基準適合性審査では、MOX燃料の使用を前提として、重大事故等への対策が、新規規制基準へ適合しているか審査したものです。審査では、重大事故等の進展に影響する核の特性、物性、照射挙動等に係る諸特性は、ウラン燃料とMOX燃料を炉心へ装荷する運用などを踏まえた条件のもとで、重大事故等時における炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、使用済み燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策等が有効であることなどを確認しています。</p> <p>新規規制基準においては、基準地震動を満足する非常用発電設備や冷却設備(注水設備)を要求しており、さらに可搬型電源やポンプを備えています。</p> <p>500µSv/h及び20µSv/hは、大規模な放射性物質の放出後において、避難及び一時移転の判断基準として採用されているものです。500µSv/h以上の場合には数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)することになり、20µSv/h以上500µSv/h未満の場合には、一日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施することとなります。</p> <p>UPZ圏の住民の方の防護措置である屋内退避は、放出された放射性物質が通過するときに屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するために実施するものとして、福島事故の教訓及びIAEAの国際基準を踏まえ、原子力規制委員会が防護措置として示したものです。</p> <p>また、OIL基準に基づく国からの避難等の指示については、原子力発電所の状況や、放射線の状況を把握するための緊急時モニタリングの結果を踏まえ、原子力災害対策本部長の内閣総理大臣から行われることになっており、指示の内容は、国の原子力災害対策本部から舞鶴市、京都府をはじめとする関係府県や関係市町に速やかに伝達されることになっております。</p> <p>なお、この情報が住民へ確実に伝達されるよう、防災行政無線や広報車のほか、テレビやラジオ、エリアメールやインターネットなどのあらゆる手法を活用し周知いたします。</p>

番号	質問・意見	機関	回答
47		関西電力	<p>満杯時期については、仮に、発電所からの搬出が全くなく(六ヶ所への搬出がない)、9基全てのプラントが稼働した場合、9基合計の管理容量(9,102体)、現在の貯蔵量(6,231体)および年間平均の使用済燃料発生量(約370体)から計算すれば、使用済燃料ピットが逼迫するのは今から7~8年程度後になりますが、実際には発電所の運転状況、青森県にある日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場の状況によるため、使用済燃料ピットの満杯時期は一概に決まるものではありません。</p> <p>当社は、使用済燃料の中間貯蔵施設の立地にあたって「当社施設内に設置する」ことを条件とはしておりません。</p> <p>現在、当社は、福井県外で中間貯蔵施設を立地すべく、供給区域内・外を問わず、あらゆる可能性を検討しております。</p> <p>なお、中間貯蔵施設の立地にあたっては、地元の皆さまとの協力関係・信頼関係を大切に、ご理解をいただくことが何より重要であり、地元のご同意なくして立地を進めることはありません。</p> <p>具体的な検討内容については、今後の取組みの支障となるおそれがあるため回答は差し控えてさせていただきます。</p> <p>貯蔵容量から1炉心(3取替分相当)を除いた数量</p>
47		市	<p>コアキャッチャーにつきましては、説明会において、高浜原子力発電所では、コアキャッチャーに相当するものとして、溶けた核燃料を受け止めるキャビティーと呼ばれる設備が設置されていると説明を受けました。</p> <p>舞鶴市の住民避難計画は、避難施設や交通手段の確保、要配慮者の対策などについて、さらに具体的な内容を盛り込んでいく必要があり、現在、関西広域連合の「広域避難ガイドライン」および京都府の「広域避難要領」の内容を反映すべく改正作業を進めています。</p> <p>また、現在、国において進められています「高浜地域の緊急時対応」の内容も反映するなど、国や京都府と連携する中で、より実効性のある住民避難計画となるよう、今年度中を目途に改正したいと考えています。</p> <p>市では、非常時の連絡方法として、防災行政無線、まいづるメール配信サービス、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ、ラジオ、広報車、消防団など複数の伝達手段により行うこととしておりますが、今後も引き続き、有効な情報伝達手段について検討を進めていきます。</p> <p>関西電力は説明会には参加いただきましたが、関西電力の実施した高浜発電所の安全対策については、事業者の立場からではなく、新規基準に基づく安全審査を担う中立公正な専門家集団である原子力規制庁から、審査の状況等と合わせてご説明いただくべきと考えたものです。</p> <p>なお、当日は、国からの説明を踏まえ、市長から、電気事業者として、新規基準をすべてクリアすることで、万が一事故が起こったとしても、福島原発のような事態にはならないのかなど3点について質問させていただいたものです。</p>
48	<p>原発の稼働に際するリスクについて具体的な説明がなかった。メリットに関しては自分たちの生活に直接かかわるものより、福島を事故を体験した我々にとってリスクの方が明らかに大き過ぎると感じている。</p> <p>非常事態になった場合、我々にどんなリスクがあるのか(土壌問題・農漁業・教育・仕事・食・大気・海域汚染など)。それを市民が踏まえたいうえで我々が原発再稼働について住民投票などで判断を下す場を設けるべきだと思う。</p>	市	<p>説明会において、万が一、事故が発生しても福島原発事故のように、家に帰れないような事態にはならないと、国から説明を受けています。</p>
49	<p>京都府は、原発の再稼働に当って、国の責任の明確化を求めているとの事ですが、具体的に何をどの様に求めておられるのですか。</p> <p>国の責任が、明確化されない中で、九州では原発の再稼働がされ、また、他の原発も順次再稼働されようとしています。京都府として、また、関西広域連合としてこの事態をどう考えておられるのですか。</p> <p>高浜原発については、舞鶴市に海上自衛隊の基地があるため、紛争が起こった場合、まさきにミサイル等の攻撃を受けると考えられますが、その場合の対応や避難について説明してください。</p> <p>地震等の自然災害で放射能もれが起こった場合、5km~30kmの範囲については、屋内に避難するとしていますが、建物が被害を受けるなか、水、食料の供給もままならず、在宅介護者をかかえる市民は、どの様に避難すればよいのですか。</p> <p>福井地裁判決では、ポンプの耐震性が確認出来ない。耐震性がない事が指摘されていますが、地震によってポンプが故障した場合、どうされるのですか。すぐに対応できるのですか。</p> <p>福井地裁判決では、使用済核燃料の保管についても、耐震性がなく脆弱と指摘されていますが、これに対する安全対策は実施されていますか。</p>	原子力規制庁	<p>新規基準では、重大事故においても、原子炉を「止める」対策、「冷やす」対策、放射性物質を「閉じ込める」対策を求めており、その対策の有効性を確認しています。しかし、新規基準では、これで満足するのではなく、想定を超える自然災害や、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる被害をも考えて、放射性物質の放出低減のための体制整備を求めています。</p> <p>例えば、高浜原子力発電所においては、事故対応を行う要員を発電所内及び所外の複数の集合場所に分散して配置すること、故意による大型航空機の衝突や航空機燃料による大規模な火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順を整備すること、中央制御室での監視及び操作が行えない場合の手順を整備することなどとしています。また、電源車や放水砲などは、同じ機能を持った設備が同時に使えなくなることがないように、設備同士の距離を十分に離して、複数箇所に分散して保管するといった対策を講じることとしています。</p> <p>これらのテロ対策を含めた大規模損壊対策の詳細な内容については、セキュリティ上の観点から、審査を非公開で実施するとともに、その資料の公開も控えております。</p> <p>なお、テロや戦争等により原子力発電所が狙われる事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき、必要な対策が講じられることとなります。</p> <p>緊急時における周辺住民の避難計画に関する事項等の原子力災害対策に関する事項については、原子力災害特別措置法及び災害対策基本法において規定されており、地方公共団体は緊急事態応急対策などの実施のために必要な措置を講ずること、都道府県に設置される都道府県防災会議は、原子力災害についても、都道府県地域防災計画を作成し、地域防災計画として、広域避難計画を作成することになっております。</p>
49		内閣府	<p>原発がミサイルやテロなどで攻撃を受けた場合の対応については、国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」において、一般の原発事故における対応と同様の措置を講ずることとされており、原子力災害対策指針に基づいた様々な方法を活用して、国と自治体が一体となって住民避難などの対応を行います。</p> <p>この場合、基本的に、通常の原子力災害と同様、原発から5km圏内は直ちに他の地域に避難し、原発から5~30km圏内はまずは屋内退避といった対応をとることとなります。</p> <p>また、武力攻撃によって、5km圏や30km圏の範囲を超える大規模な放射性物質の放出が起きた場合においても、状況に応じて臨機応変に対処を行うことは当然であり、事態の推移に応じて、30km圏内と同様の措置をとることとなります。</p>
49		関西電力	<p>主給水ポンプについては、通常運転時に使用する常用系設備であり、地震等による事故時にその機能を期待する設備ではありません。</p> <p>一方、事故時に蒸気発生器への給水機能を期待する設備として、一般的な建築物等と比較し十分な余裕を持った耐震性(耐震Sクラス)を有するタービン動補助給水ポンプ、電動補助給水ポンプを設置しており、主給水ポンプが機能を喪失したとしてもプラントが安全停止できるよう設計されています。</p> <p>また、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、更なる安全性向上対策として、これらが故障した場合に備えて、蒸気発生器へ給水する中圧ポンプの設置や、仮に蒸気発生器への給水ができなくても1次冷却系に直接注水し、燃料の冷却を行うための代替低圧注入ポンプ(恒設および可搬)等を配備するなど、多様な対策を講じています。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則」にて整理されている耐震重要度分類に定めるクラスで、一般建築物の静的地震力の3倍及び基準地震動Ssによる動的地震力に耐える設備</p>

番号	質問・意見	機関	回答
49		関西電力	<p>使用済燃料ピットは、安全上最も重要な設備として、鉄筋コンクリート構造でステンレスの内張りが施された、一般的な建築物等と比較し十分な余裕を持った耐震性(耐震Sクラス)の施設であり、原子炉補助建屋の基礎直上の地盤面近くに設置されており、極めて高い耐震性を有しています。</p> <p>使用済燃料ピットの冷却設備も、耐震Sクラス施設ではありませんが、基準地震動による耐震性を有することを確認しており高い耐震性を有しています。</p> <p>万が一使用済燃料ピットの冷却設備の機能が喪失した場合でも、極めて高い耐震性を有する使用済燃料ピット給水設備によって冷却水の補給ができる他、東京電力福島第一原子力発電所事故以降は、さらにはバックアップとして外部から可搬式消防ポンプを用いて海水を注入する手段を整備するなど、使用済燃料の冷却を継続するためのさらなる対策を講じています。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則」にて整理されている耐震重要度分類に定めるクラスで、一般建築物の静的地震力の3倍及び基準地震動Ssによる動的地震力に耐える設備</p>
50	<p>今回の説明会をお聞きして原子力発電所の必要性については、政府の見解はある程度は理解しつつも、舞鶴市においての安全対策が不十分にしか思えない。野原他5地区ばかり想定されているが、舞鶴全体の安全対策がみえてこないのが非常に不安である。</p> <p>聞くところによると、何の説明もないまま舞鶴市の臨時職員までも防災計画に名前だけがつらなり、実際の災害における舞鶴市職員の行動計画も聞いたことがないと言っていた。絵に描いた餅のような防災計画を市長自身が把握されているのかお聞きしたい。実際の避難行動をも市民へうちだされない状態での原子力発電所の再開は不安の一言につきる。</p>	市	<p>今後引き続き、ご理解いただけるよう努めていきます。</p>
		市	<p>エネルギー政策については、エネルギー基本計画に基づく国の取組みであり、原発の再稼働についても、国の責任において行われるものであります。万が一、事故が起こったとしても、国が責任をもって対処すると明言されています。</p> <p>地震等で市内に大きな被害があった場合は、まずは人命救助や火災の消火などに全力を挙げ、被災者への対応を図っていきます。そのような中で原子力災害が発生した場合には、自衛隊や海上保安庁、警察、消防等の支援を受け全力を挙げて対応してまいります。</p> <p>また、現在、締結している災害時応援協定による支援も可能と考えております。</p>